

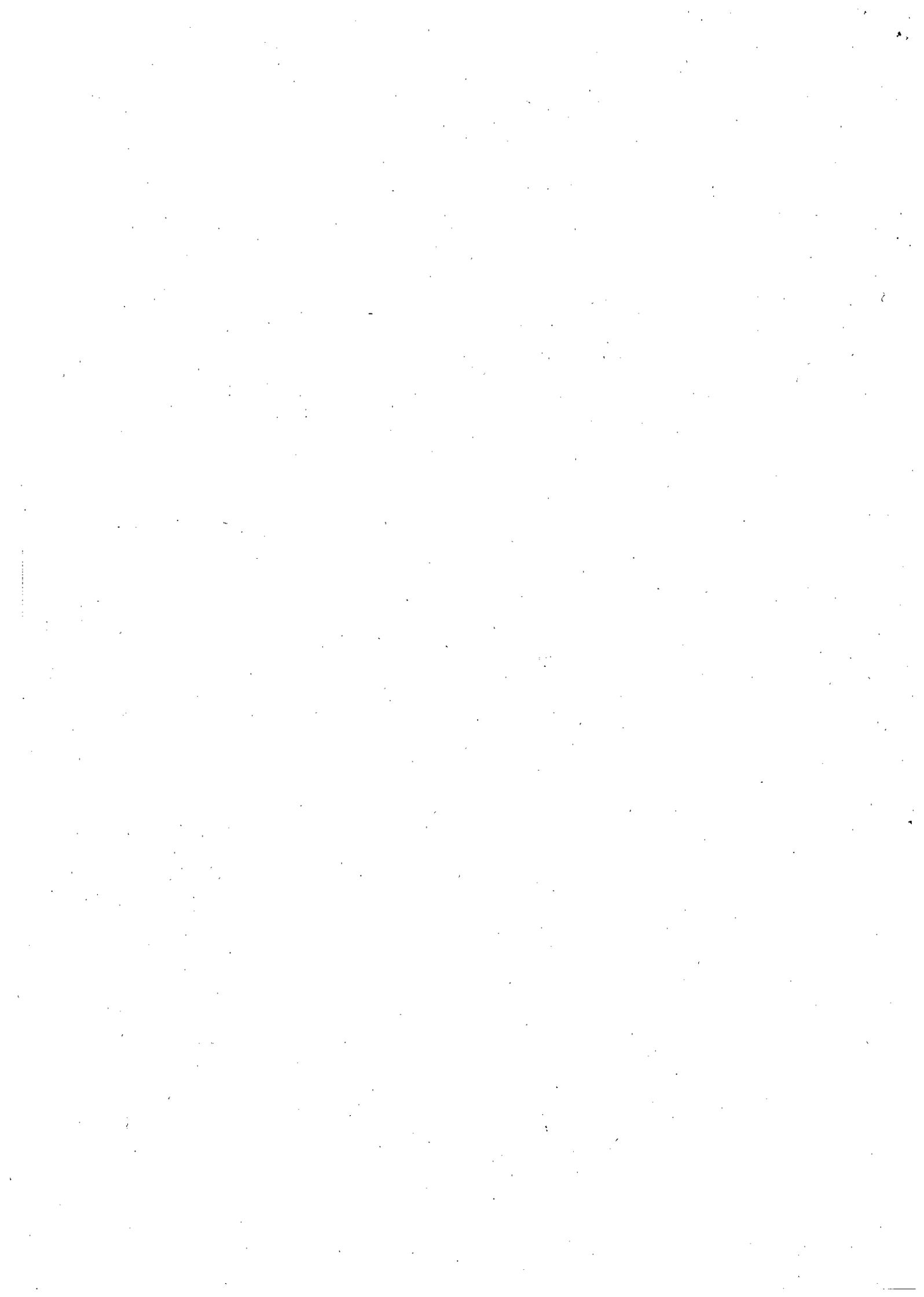
令和3年2月市議会 教育厚生委員会資料

第11号議案 令和3年度長崎市一般会計予算

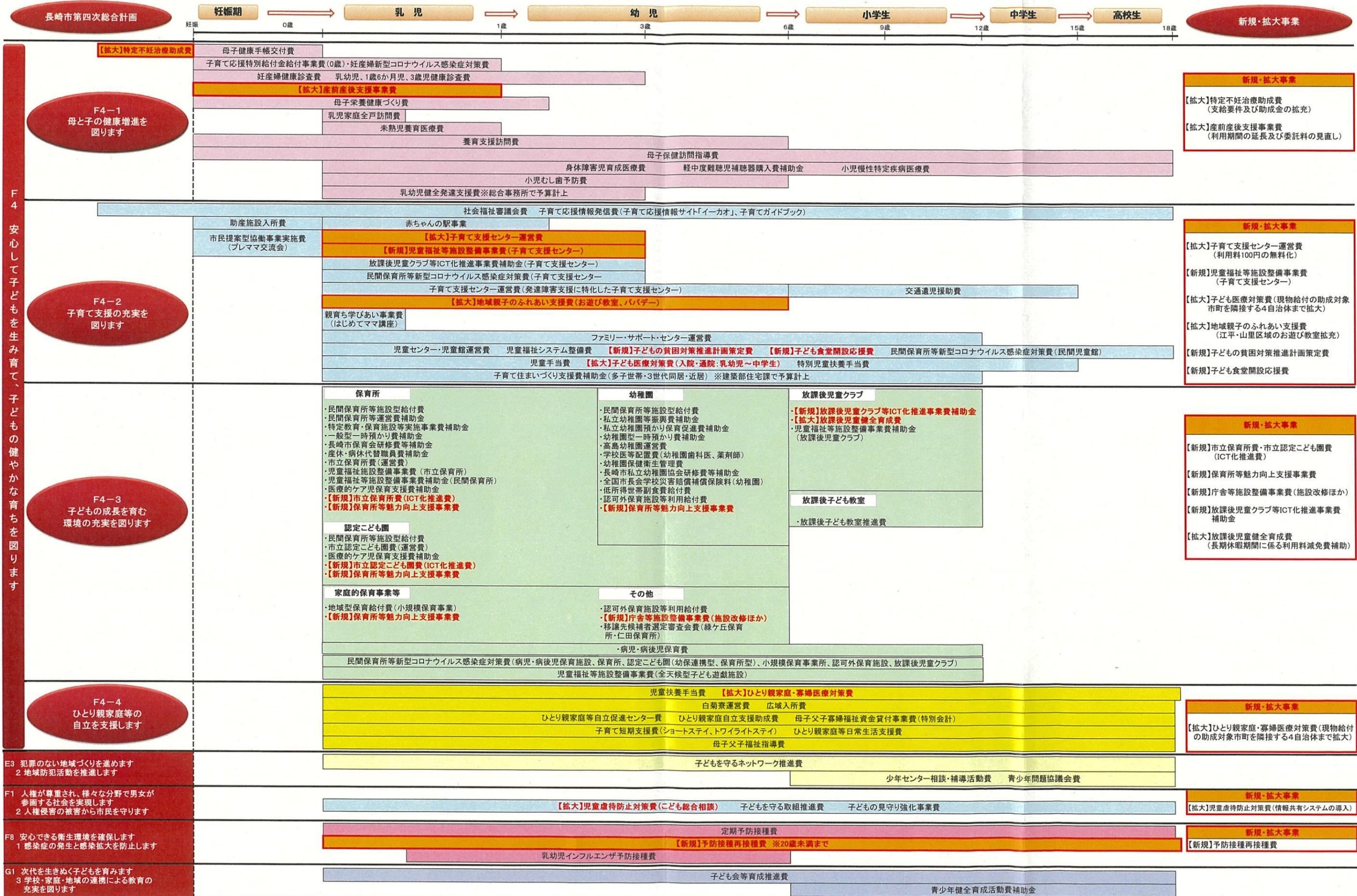
目次

説明書記載頁

	子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開	P 1	(一)
【2款 総務費】			
新規	【単独】庁舎等施設整備事業費 施設改修ほか(2.1.6)	P 2	(P 120～121)
【3款 民生費】			
	移譲先候補者選定審査会費(緑ヶ丘保育所・仁田保育所)(3.2.1)	P 3～5	(P 172～173)
新規	子どもの貧困対策推進計画策定費(3.2.1)	P 6～7	(P 172～173)
拡大	児童虐待防止対策費(3.2.1)	P 8～10	(P 172～173)
	子どもの見守り強化事業費(3.2.1)	P 11～12	(P 172～173)
新規	子ども食堂開設応援費(3.2.1)	P 13	(P 172～173)
拡大	子ども医療対策費(3.2.1)	P 14～16	(P 172～173)
拡大	子育て支援センター運営費(3.2.1)	P 17～20	(P 174～175)
新規	保育所等魅力向上支援事業費(3.2.1)	P 21	(P 174～175)
	認可外保育施設等利用給付費(3.2.1)	P 22～23	(P 174～175)
	民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策費(3.2.1)	P 24～25	(P 174～175)
新規	放課後児童クラブ等ICT化推進事業費補助金(3.2.1)	P 26	(P 174～175)
拡大	放課後児童健全育成費(3.2.1)	P 27～32	(P 174～175)
	放課後子ども教室推進費(3.2.1)	P 33～34	(P 174～175)
新規	【補助】児童福祉等施設整備事業費 子育て支援センター(3.2.1)	P 35～39	(P 174～177)
	【補助】児童福祉等施設整備事業費 全天候型子ども遊戯施設(3.2.1)	P 40～45	(P 174～177)
	(債務負担行為) 全天候型子ども遊戯施設整備事業	P 46	(P 340～341)
	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金		
	民間保育所(3.2.1)	P 47～48	(P 176～177)
	放課後児童クラブ(3.2.1)	P 49～50	(P 176～177)
新規	【単独】児童福祉等施設整備事業費 子育て支援センター(3.2.1)	P 51～52	(P 176～177)
	民間保育所等施設型給付費(3.2.2)	P 53～54	(P 176～177)
新規	市立保育所費 ICT化推進費(3.2.4)	P 55～58	(P 178～179)
	(債務負担行為) 市立保育所業務支援システムソフトウェア賃借	P 59	(P 340～341)
新規	市立認定こども園費 ICT化推進費(3.2.4)	P 55～58	(P 178～179)
	(債務負担行為) 市立認定こども園業務支援システムソフトウェア賃借	P 59	(P 340～341)
	【単独】児童福祉施設整備事業費 市立保育所(3.2.4)	P 60～62	(P 178～179)
【4款 衛生費】			
拡大	産前産後支援事業費(4.1.3)	P 63～64	(P 192～193)
	妊産婦新型コロナウイルス感染症対策費(4.1.3)	P 65～66	(P 192～193)
拡大	特定不妊治療助成費(4.1.3)	P 67～69	(P 192～193)
新規	予防接種再接種費(4.1.4)	P 70～71	(P 192～193)
	定期予防接種費(4.1.4)	P 72～73	(P 192～193)
【10款 教育費】			
	子どもを守るネットワーク推進費(10.6.5)	P 74～75	(P 296～297)
	青少年健全育成活動費補助金(10.6.5)	P 74～75	(P 296～297)



子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開 (令和3年度当初予算)



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
120～121	2 総務費	1 総務 管理費	6 財産 管理費	4-2	【単独】庁舎等施設整備事業費 施設改修ほか	千円 3,900

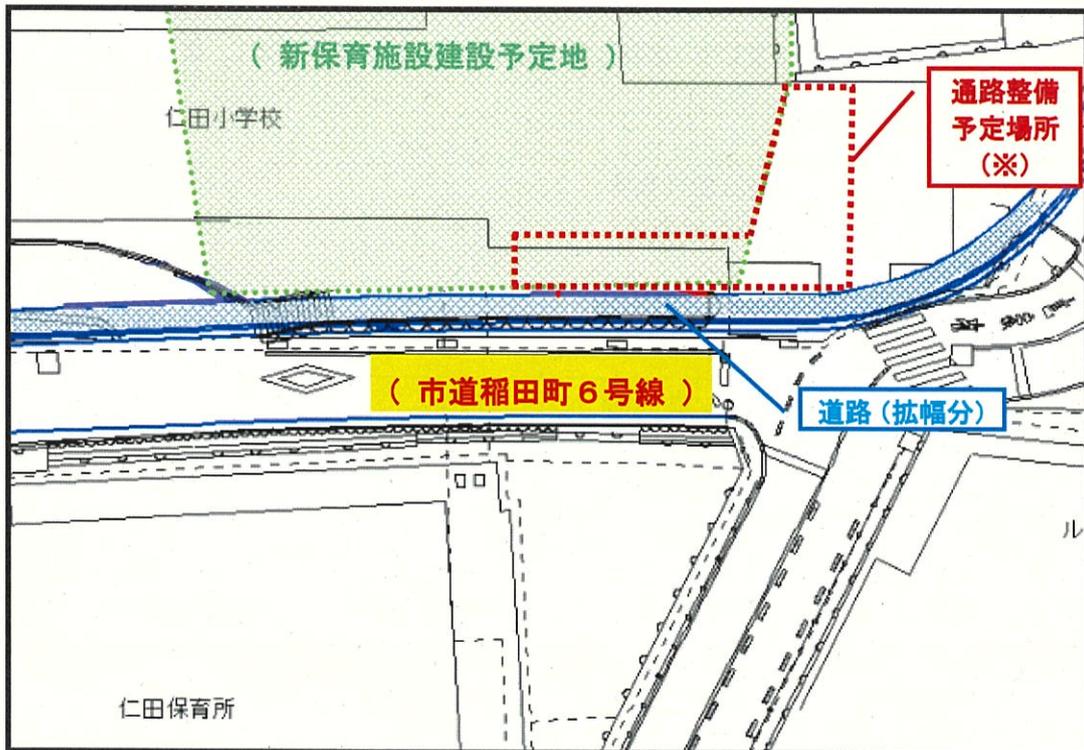
1 概要

令和7年4月からの市立緑ヶ丘保育所及び仁田保育所の民間移譲に伴い、旧仁田小学校跡地を保育所用地として活用することとしているが、建築基準法等により、道路に通ずる通路を設ける必要があるため、当該通路を整備するもの。

なお、市道稲田町6号線の令和3年度における道路拡幅工事に併せて整備する。

2 事業内容

(1) 通路整備場所(予定)



※通路の具体的な位置や形状については、設計の中で検討する。

(2) 工期(予定)

設計委託 令和3年4月～6月

工 事 令和3年8月～12月

(3) 予算額 3,900千円

(内訳) 設計委託料 600千円

工事費 3,300千円

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 3,900	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 3,900

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172～173	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	3-1	移譲先候補者選定審査会費 緑ヶ丘保育所・仁田保育所	千円 835

1 概 要

令和7年4月からの市立緑ヶ丘保育所及び仁田保育所(以下「両保育所」という。)の民間移譲に伴い、移譲先候補者を選定するための審査会を開催するもの。

なお、令和3年3月から令和3年11月の間に7回開催を予定しており、令和3年度開催分の6回分の経費を計上するもの。

2 事業内容

(1) 審査会の内容

移譲先候補者の選定に関して、必要な募集要項や採点基準を策定し、応募者の審査を行う。

(2) 委員構成 11人

- ・学識経験者等 4人
- ・地元住民の代表者(自治会代表者) 2人
- ・地域の子育て支援団体の代表者 1人
- ・両保育所の保護者 4人

(3) 予算額 835千円

(内訳)

節	金 額	内 容
報 酬	524千円	選定審査会委員報酬
需用費	25千円	選定審査会に係る茶菓費
役務費	26千円	選定審査会資料郵送料
使用料及び賃借料	260千円	選定審査会会場借上料等
合 計	835千円	

3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 835	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 835

<参考:審査会開催スケジュール(予定)>

審査会等	時 期	内 容
第1回	令和3年3月	募集要項、採点基準の策定
第2回	令和3年4月	
第3回	令和3年5月	
公募	令和3年6月～8月	
第4回	令和3年9月	応募者の現有施設の現地調査
第5回		
第6回	令和3年10月	公開プレゼンテーション
第7回		ヒアリング審査・総合評価による審査
移譲先候補者選定 報告書提出	令和3年11月	

<参考 市立緑ヶ丘保育所及び仁田保育所の民間移譲について>

1 方針

仁田佐古小学校の移転に伴い、老朽化している両保育所を統合して、公募により民間法人に運営を移譲し、旧仁田小学校の校舎跡地に保育所を1か所新設する。

新設する保育所は、移譲先法人が建設し、令和7年4月から運営を開始する。

(1) 移譲先法人が新設する施設

ア 施設の種類

保育所を基本とする。ただし、移譲先法人の希望により、保育所の定員数を確保したうえで、幼保連携型認定こども園とすることも可とする。

イ 施設の定員数（予定）

(ア) 保育所の場合

120人（2号68人、3号52人）

(イ) 幼保連携型認定こども園の場合

132人（1号12人、2号68人、3号52人）

(2) 公募の対象とする法人及び条件

社会福祉法人又は学校法人を公募の対象とする。

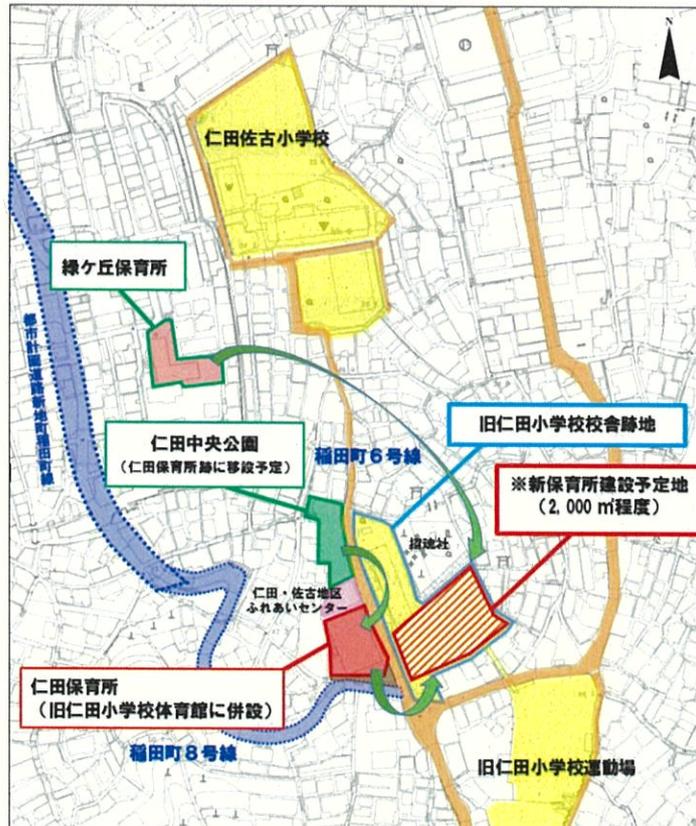
また、移譲を受けた法人は、保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）を、最低10年間、現地において運営することを公募の条件とする。

(3) 移譲先法人への市有財産の貸付等

移譲先法人が新設する保育所等の建設予定地（市有地）について、移譲先法人の申し出により、有償譲渡又は有償貸付とする。

有償譲渡の場合、10年間は保育所等の用途に供することを条件とする。また、有償貸付の場合、移譲から3年間は無償で貸し付け、4年目以降は、市の基準に基づき算定した額から5割減額した額で貸付を行うこととする。

<緑ヶ丘保育所及び仁田保育所周辺図>



2 今後のスケジュール（予定）

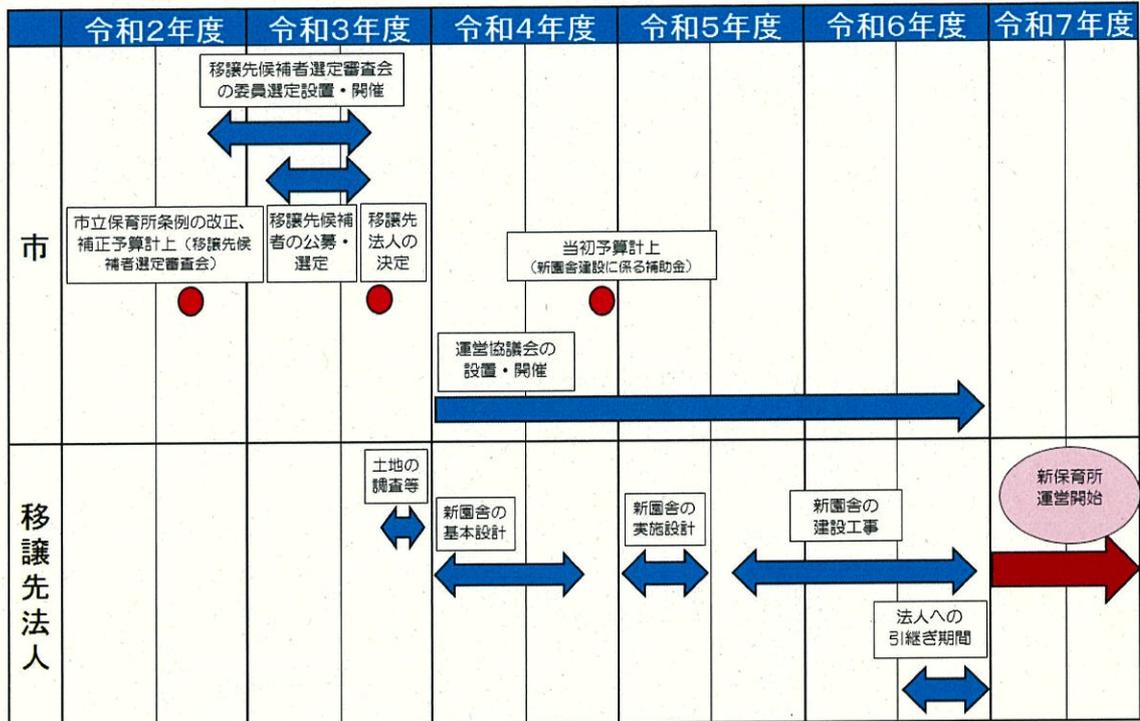
○長崎市

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 令和2年12月～令和3年11月 | 移譲先候補者選定審査会の委員選定・設置・開催 |
| 令和3年6月～8月 | 移譲先候補者の公募（公募期間2か月程度） |
| 令和3年11月 | 移譲先候補者の選定 |
| | 移譲先法人の決定 |
| 令和4年4月 | 運営協議会の設置 |
| 令和5年2月市議会定例会 | 新園舎建設に係る補助金の当初予算計上 |

○移譲先法人（令和3年11月決定予定）

- | | |
|----------------|----------------|
| 令和3年12月～令和4年2月 | 土地の調査等 |
| 令和4年4月～令和4年12月 | 新園舎の基本設計 |
| 令和5年4月～令和5年9月 | 新園舎の実施設計 |
| 令和5年11月～令和7年1月 | 新園舎の建設工事（15か月） |
| 令和7年4月 | 新保育所運営開始 |

<今後のスケジュール（イメージ図）>



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172～ 173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	4-1	子どもの貧困対策推進 計画策定費	千円 3,000

1 概 要

子どもの貧困対策については、社会全体で取り組むべき課題であることから、貧困対策を総合的に推進するための計画を策定するもの。

令和3年度は、子ども及び保護者の現状を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に必要な施策を検討する基礎資料とするため、小学5年生、中学2年生及びその保護者を対象として、国が示す調査項目等を基に生活実態等を把握するための調査を実施する。

※ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年9月に改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めることが努力義務となっている。

計画は、国の「子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月）」や「長崎県子どもの貧困対策推進計画（令和2年10月策定）」等を踏まえて策定することとなっている。

2 子どもの貧困対策推進計画

(1) 計画の期間 5年

(2) 重点施策

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」には国及び地方公共団体が講ずるべき施策として、次の4項目を掲げており、「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策になっている。

ア 教育の支援

イ 生活の安定に資するための支援

ウ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

エ 経済的支援

3 事業内容（令和3年度実施分）

(1) 実態調査

ア 調査対象：小学5年生の児童及び中学2年生の生徒並びにその保護者

イ 調査内容

国が示している調査項目を基本とする。

（世帯人数、家族構成、勉強時間、授業の理解度、進学の見通し、保護者の就労状況、家計の状況、子育て・生活に関する相談先の有無、コロナ禍における精神的、経済的な影響等に係る質問 など）

ウ 調査数量等

	子ども調査	保護者調査
調査数量	小学5年生 児童1,500人 中学2年生 生徒1,500人	3,000人 (調査対象の子どもの保護者)
調査期間	令和3年9月(予定)	同左
実施方法	地域のバランスを考慮しながら、児童数及び生徒数に応じて学校及びクラスを抽出し、学校を通じて配布・回収を行う。 (オンラインによる回答を併用)	同左

4 経費内訳

- (1) 委託料 3,000千円
- (2) 委託内容 調査票の印刷、封入・封緘、調査結果の集計・分析など

5 計画策定スケジュール(予定)

事項	令和3年度												令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査内容・実施方法の調整	■	■	■	■	■																			
調査の実施、結果の集計・分析						■	■	■	■	■	■	■												
理念・施策体系検討													■	■	■									
計画構成・素案検討																■	■	■	■	■				
パブリックコメント実施・計画素案の調整																					■	■	■	
計画策定・公表																								■

6 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,000	1,500	-	-	1,500	-

※1 国庫補助率 事業費(3,000千円)の1/2(地域子供の未来応援交付金)

※2 こども基金繰入金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172～ 173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	4-3	児童虐待防止対策費	千円 20,113

1 概 要

児童虐待の発生防止・早期発見を図るため、児童相談所・警察などの関係機関から構成される「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会」（要保護児童対策地域協議会）を設置し、ケースに応じたきめ細かい支援を行うとともに、児童虐待防止にかかる広報啓発活動等を行う。

令和3年度は、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組み（以下「情報共有システム」という。）として、国が令和3年4月から全国統一のシステムを運用開始する。長崎市においても児童虐待にかかる迅速かつ的確な対応を行うことができることから、早期に情報共有できる環境を整えるもの。

2 事業内容

- (1) 児童虐待対応等における相談・支援・関係機関との連携
- (2) 長崎市親子支援ネットワーク地域協議会・児童虐待防止研修会開催
- (3) こども総合相談（子どもや子育てに関する全般の電話相談窓口）
- (4) 親子の心の相談（育児不安等について小児科医や精神科専門職による個別カウンセリング）
- (5) 児童虐待防止広報啓発活動（リーフレットや子育て相談カードの配布）
- (6) 情報共有システムに係る改修及びハードウェア整備【拡大分】

3 情報共有システムの仕組み及び改修内容

国が全ての自治体が利用できる専用の全国共通サーバーを整備。サーバーは都道府県ごとに領域が区分されており、児童相談所及び市町村は児童に係る共有すべき情報を全国共通サーバーの都道府県の領域に登録し、要保護児童等の情報を参照できるようにする。

本市においては、情報共有システムと連携するため、子育て支援課独自のシステムである「こども総合相談システム」から、要保護児童等の情報を更新及び参照できるよう必要な改修を行う。（P10参照）

令和3年10月運用開始予定。

4 事業費内訳

(単位：千円)

	予算額	主な内容
報酬等	12,852	会計年度任用職員(4名)報酬ほか
報償費	496	「親子の心の相談」講師謝礼金、長崎市親子支援ネットワーク地域協議会実務者会議講師謝礼金ほか
需用費等	2,035	児童虐待防止広報啓発用印刷製本費ほか
委託料等	4,730	情報共有システム改修(4,290千円)及びハードウェア整備費(220千円) こども総合相談運用保守(220千円)
合計	20,113	

5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円 20,113	千円 9,627	千円 197	千円 -	千円 2,177	千円 8,112

※1 国庫補助率 事業費のうち補助金対象額 (18,859千円) 1/2
(児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金)

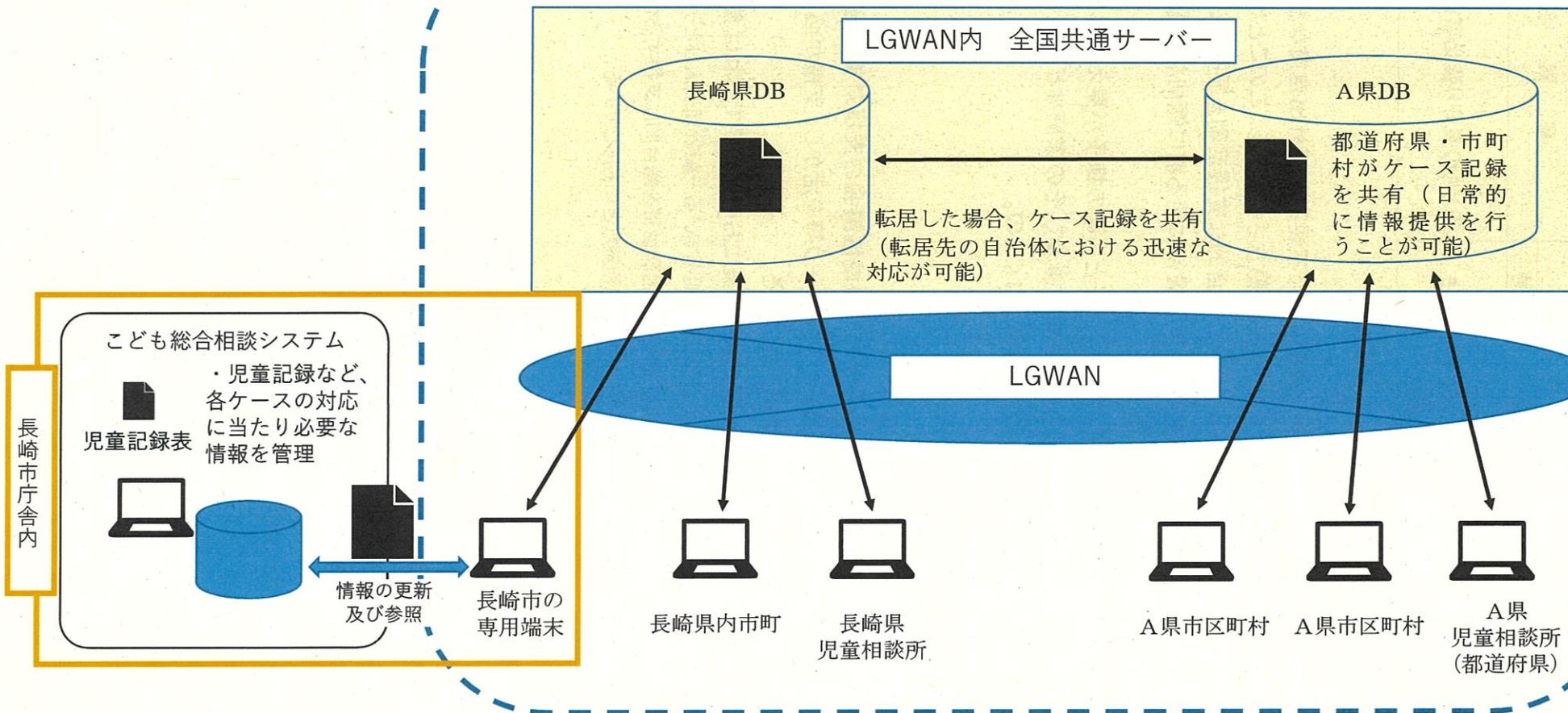
国庫補助率 事業費のうち交付金対象額 (592千円) 1/3
(子ども・子育て支援交付金)

※2 県補助率 事業費のうち交付金対象額 (592千円) 1/3
(子ども・子育て支援交付金)

※3 こども基金繰入金(システム改修分2,145千円)、雇用保険料個人負担金(32千円)

情報共有システムの仕組み

情報共有システム
※LGWAN-ASP (LGWAN (自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク) を介して、自治体職員に各種行政事務サービス) を活用



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172～ 173	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	4-5	子どもの見守り強化事業費	千円 9,719

1 概 要

新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う不要不急の外出自粛などで、子どもの状況が把握しにくい中において、虐待のリスクの高まりが懸念されている。このことから、子どもの見守り体制を強化するため令和2年8月から相談等の総合的な支援活動を展開している民間団体と連携し、支援が必要な子ども等を早期に発見し、児童虐待に至る前に適切な支援につなぐ子どもの見守り強化事業を実施している。

今後も外出自粛やイベントの中止など、子ども等の様子が見えにくい状況が続くことが想定されることから、引き続き地域で孤立しがちな児童及びその家庭など支援が必要な子どもを早期に発見し、児童虐待に至る前に適切な支援につなぐもの。

2 事業内容

(1) 実施方法

民間団体に委託し、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童と併せて、その団体が行っている「つなぐ BANK」の仕組みやネットワーク等を活かし、支援が必要な児童の家庭を訪問するなどし、子どもとその家庭の状況を把握する。

その際、支援対象家庭との信頼関係構築において必要であれば食材等の提供を行う。

※「つなぐ BANK」は、子どもの貧困対策に取り組んでいる一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさが、行政や民間団体等と連携し、ひとり親家庭の生活困窮世帯を総合的に支援する仕組み。2ヶ月に1回程度、食材を無償提供する宅所を設け、弁護士等の専門相談などにも応じている。

(2) 委託先

一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき

(3) 支援対象児童等

次に該当する者のうち、長崎市が見守りを必要と判断した児童及び保護者(概ね 50 世帯)

ア 委託先の活動又はネットワークを通じて把握した児童と保護者(概ね 20 世帯)

イ 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童と保護者(概ね 30 世帯)

(4) 委託内容(見守りの内容)

次の方法により、支援対象児童等の様子や家庭の状況等を把握し、定期的に長崎市に報告する。また、家庭訪問のきっかけの手段の一つとして、支援対象児童等の家庭状況に応じて、食材等の提供を行う。

ア 支援対象児童等が「つなぐ BANK」の宅所に来所された際の相談

イ 支援対象児童等の家庭を訪問

3 事業費内訳

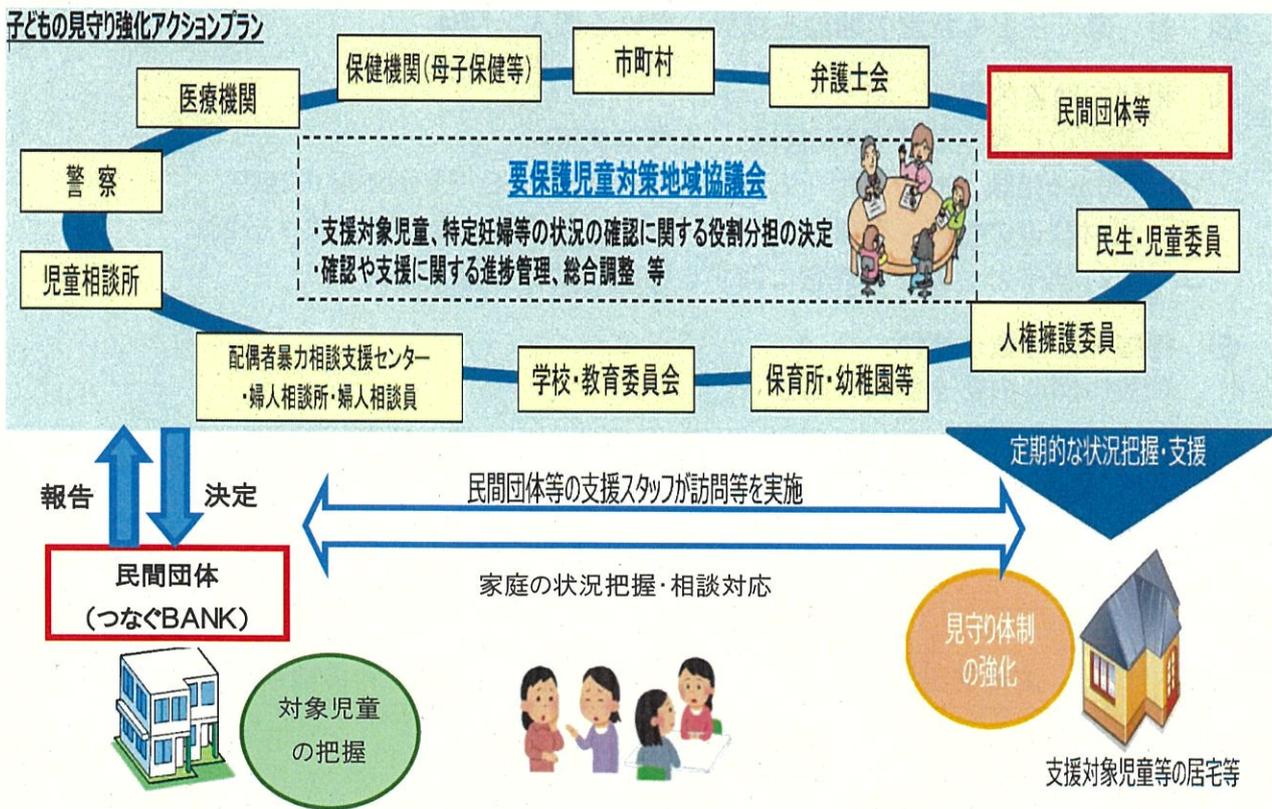
項目		予算額
委託料		千円 9,719
人件費	業務責任者、相談員(1人)、相談員(2人延240日)等	5,075
食材費等	食材費、消耗品費等	1,814
賃借料	カーリース代、OA機器借上料ほか	600
その他	燃料費、通信運搬費ほか	2,230

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 9,719	千円 9,719	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※ 国庫補助率 10/10 (児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金)

5 イメージ図



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172～ 173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	4-6	子ども食堂開設応援費	千円 270

1 概要

子ども食堂は、無料又は安価で食事を提供する民間の自主的な取組であり、地域の子どもたちが安心して過ごせる居場所であるとともに、子ども食堂の活動を通じて、子どもとその家庭が抱える問題を発見し、必要な支援につなげる見守り等の役割や機能を担っている（市内に11団体14か所を把握）。

そこで、地域で子ども食堂の開設を検討している者を応援するため、その運営を熟知した者を派遣し、相談に応じ、助言、情報提供等を行うもの。

2 事業内容

(1) 実施方法

子ども食堂の運営を熟知した者（子ども食堂開設応援アドバイザー）を長崎市が派遣し、子ども食堂の開設を検討している個人・団体からの相談に応じ、助言、情報提供等を行うことにより、開設を支援する。

(2) アドバイザー 山本 倫子（長崎県貧困対策統括コーディネーター）

(3) 対 象 子ども食堂の開設を検討している個人・団体

(4) 相談・助言内容

- ア 開設の相談・助言（事業計画、人員体制等）
- イ 周知の相談・助言（ホームページの作成、LINE・Facebookの活用）
- ウ 食材調達の相談・助言（フードバンクと連携した食材の提供・分配）
- エ その他子ども食堂の運営に関する相談・助言・情報提供

(5) 相談見込件数 6件

開設に関心のある個人・団体

3 事業費内訳

謝礼金 @5,000×3h×3日×6件=270,000円

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
千円 270	千円 135	千円 -	千円 -	千円 135	千円 -

※1 国庫補助率 事業費（270千円）の1/2（地域子供の未来応援交付金）

※2 こども基金繰入金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172~ 173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	4-9	子ども医療対策費	千円 1,098,788

1 概要

子どもの健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部を助成する。

令和3年度においては、現在、小・中学生が市内の医療機関を受診した場合は「現物給付」で、市外の医療機関を受診した場合には「償還払い」で、保険診療に係る医療費の一部を助成している制度について、令和3年10月から、「現物給付」助成の対象自治体を長崎市に隣接する諫早市、西海市、長与町、時津町まで拡大し、市民の利便性の向上や手続きに係る負担軽減を図る。

なお、ひとり親世帯等への医療費助成においても同様に拡大する。

2 事業内容

(1) 助成制度

区分	現 行	拡大後
対象者	通院：中学校卒業まで 入院：中学校卒業まで	変更なし
自己負担額	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 (調剤薬局は負担なし)	変更なし
支給方法	乳幼児：長崎県内現物給付 小・中学生：長崎市内現物給付	乳幼児：変更なし 小・中学生：長崎市、諫早市、西海市、 長与町、時津町で現物給付

《現物給付》：医療機関の窓口において、助成額を差し引いた自己負担額を支払う方法。

(2) 受給者数の見込み（年間実人数見込み数）

区分	乳幼児	小学生	中学生	計
受給者数	約 20,400 人	約 19,400 人	約 9,800 人	約 49,600 人

(3) 制度拡大により支給方法が変更となる受給者数の見込み（年間実人数見込み数）

区分	小学生	中学生	計
受給者数	約 860 人	約 440 人	約 1,300 人

※乳幼児については、既に現物給付での助成を行っている。

3 事業費内訳

(単位：千円)

区分	予算額	内容
扶助費	1,018,421	医療費助成に係る扶助費
報酬等	2,191	会計年度任用職員報酬及び交通費、雇用保険料等
需用費等	6,865	福祉医療費受給者証印刷製本費、郵送料等
委託料等	71,311	システム改修費、審査支払事務委託料、受給者証印字封入封緘業務委託費、サーバデータ移行委託費等
計	1,098,788	

(制度拡大に係る予算) 18,491 千円

・ 役務費	受給者証再発行に係る郵送料	4,032 千円
・ 委託料	受給者証印字封入封緘業務委託料	6,315 千円
	システム改修費	3,213 千円
	審査支払委託料 (扶助費増加分)	150 千円
・ 扶助費	扶助費増加分	4,781 千円

4 制度拡大に伴うスケジュール (案)

時期	内容
令和3年 4月	関係機関との協定書締結
4月～7月	システム改修
7月～	市民への周知
7月～9月	受給者証等印刷物発行準備・発送 (9月中旬)
10月～	現物給付拡大開始

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫 支出金	県支出金※1	地方債	その他※2	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,098,788	—	214,412	—	19,526	864,850

※1 県補助率 事業費のうち乳幼児に係る対象額 (428,824千円) の1/2

※2 こども基金繰入金 (制度拡大分等 19,517千円)、保険料個人負担金 (9千円)

《参考》 長崎市の子どもに係る福祉医療費制度の主な経過

時期	主な内容
昭和49年10月	乳児（0歳）の入院のみを対象に開始
昭和55年4月	乳児（0歳）の通院も対象
平成3年4月	入院を3歳未満まで拡大
平成5年4月	通院を3歳未満まで拡大
平成11年8月	入院を4歳未満まで拡大
平成12年4月	入院を6歳未満まで拡大
平成17年10月	入院・通院共に小学校就学前までに拡大
平成19年4月	支給方法を現物給付に変更（市単独）
平成28年4月	対象年齢を小学校卒業までに拡大（入院・通院）
平成29年10月	入院を中学校卒業までに拡大
平成30年10月	通院を中学校卒業までに拡大

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174~ 175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	7-1	子育て支援センター 運営費	千円 77,558

1 事業概要

子育て支援センター（以下「センター」という。）は、子育て中の保護者の負担感の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育てに関する相談や情報提供、交流や仲間づくりができる場所として、現在市内に一般のセンター11カ所、発達障害支援に特化したセンター1カ所、併せて12カ所に設置している（令和3年度は、一般のセンターを4区域に新たに開設を行う）。

センターの利用にあたっては、利用者は1日1組あたり100円の利用料を負担しているが、利用者にとって経済的な負担となっていることから、令和3年度からセンターをより気軽に利用できるようにするため、無料化にするもの。

併せて、利用者負担金の無料化に伴い、運営団体の収入が減少することから、利用者負担金相当額を補填するため、運営費補助金の限度額を改定するもの。

2 事業内容

(1) 無料化に伴う補助金の限度額の改定（予算額 3,882千円）

現行の補助金限度額に、1日あたりの平均利用組数を考慮した加算（利用者負担金相当額）を行う。

改定前後の限度額の比較等

（単位：千円）

開設日数等		補助金限度額			施設数 ③	補助増額 ②×③
		現行 ①	加算額 ②	改定後 (①+②)		
週 6 日	1日平均利用組数～10組	5,146	311	5,457	5	1,555
		-	155	-	※1 3	465
	11～14組	5,473	383	5,856	2	766
	15組～	5,800	456	6,256	2	912
週 3 日	一般型	2,544	35	2,579	2	70
		-	26	-	※2 1	26
	発達障害支援特化型	3,289	88	3,377	1	88
計					16	3,882

※1 令和3年10月開設予定のため、補助増額は6か月分としている。

※2 令和3年7月開設予定のため、補助増額は9か月分としている。

(2) 未設置区域にかかるセンターの新設 (予算額 14,818 千円)

未設置の6区域のうち、「日吉・茂木・南区域」「深堀・香焼・伊王島・高島区域」「岩屋・滑石・横尾区域」「小江原区域」の4区域について、市の既存施設を活用し、令和3年度に設置する。

また、開設日については、「日吉・茂木・南区域」を未就学児童数の状況などから「週3日型」とし、そのほかの区域を「週6日型」とする。

ア 新設予定の運営費補助金内訳

(単位：千円)

区 域	開設日	開設予定	活用施設	補助額※
日吉・茂木・南	週3日型	7月	茂木合同庁舎内	1,908
深堀・香焼・伊王島・高島	週6日型	10月	深堀地区老人デイサービスセンター跡	2,573
岩屋・滑石・横尾		10月	滑石地区老人デイサービスセンター跡	2,573
小江原		10月	小江原地区老人デイサービスセンター跡	2,573
※補助額は、現行の限度額で計算している。			合 計	9,627

イ その他新設に係る経費

(単位：千円)

	予算額	内容
報酬	216	運営団体選定審査会委員報酬
報償費	15	運営団体スタッフの事前研修に係る講師謝礼金
需用費	3	運営団体選定審査会茶菓費
委託料	957	非常通報装置設置委託料
補助金	4,000	備品購入に係る補助金
合 計	5,191	

(3) 既存センター分 (予算額 58,858 千円)

(単位：千円)

	予算額	内容
報償費	10	スタッフ研修会の講師謝礼金
需用費	1,110	施設の修繕料等
役務費	39	連絡調整用の郵送料
委託料	43	設備点検委託料
賃借料	13	スタッフ研修会の会場借上料
補助金	57,643	運営費補助金
合 計	58,858	

3 事業費内訳

2(1)~(3)の計

(単位：千円)

	予算額	内容
報酬	216	運営団体選定審査会委員報酬
報償費	25	スタッフ研修会の講師謝礼金
需用費	1,113	施設の修繕料等
役務費	39	連絡調整用の郵送料
委託料	1,000	設備点検委託料、非常通報装置設置委託料等
賃借料	13	スタッフ研修会の会場借上料
補助金	75,152	運営費補助、備品購入に係る補助
合計	77,558	

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
77,558	24,138	24,138	—	2,283	26,999

※1 国庫補助率 事業費のうち交付金対象額 (72,417 千円) の 1/3
(子ども・子育て支援交付金)

※2 県補助率 事業費のうち交付金対象額 (72,417 千円) の 1/3
(子ども・子育て支援交付金)

※3 こども基金繰入金(無料化分 1,955 千円)、事業者からの電気使用料等負担金(328 千円)

【参考】子育て支援センター未設置区域へのこれまでの対応について

令和元年度 設置予定：4区域 ⇒ 設置：1区域

市の既存施設の活用が困難な4区域について、民間施設を活用することとして、設置場所の提案を含めた運営団体の公募を行い、「三重区域」には設置できたものの、他の3区域は応募が無く設置に至らなかった。

予定	活用施設	区域	結果
【4区域】 設置場所の提案を含めた 運営団体の公募	民間施設	三重	令和2年3月に開設
		江平・山里	
		丸尾・西泊・福田	応募がなかった
		日吉・茂木・南	

また、令和2年度から市の既存施設を活用した設置が見込まれる3区域について、令和元年度中に設置場所と運営団体を決定することとしていたが、決定することができなかった。

予 定	活用施設	区 域	結 果
【3区域】 設置場所を決定し、運営 団体の決定	市の既存 施設	深堀・香焼・伊王島	地域との協議ができ ず、設置場所を決定す ることができなかった
		岩屋・滑石・横尾	
		小江原・式見	

令和2年度

設置予定：3区域 ⇒ 設置：0区域

令和元年度の設置場所の提案を含めた運営団体の公募において、応募がなかった3区域については、各区域の広い範囲の中で、応募団体に民間施設の借上げや場所の提案など、すべてを委ねていたことにより応募がなかったと考えられることから、令和2年度は、各区域内の民間施設の情報の把握や、子育て中の親子が利用しやすい、利便性の良い場所と考えられるエリアを、一定整理してから募集する必要があるため、地域のご意見もお聞きしながら進めていくこととしていたが、新型コロナウイルスの影響で地域との協議が遅れ、設置できなかった。

当初の予定	活用施設	区域	状況
【3区域】	民間施設	江平 山里	<ul style="list-style-type: none"> 区域内で活用できる市の既存施設を再度調査したが、要件を満たす施設はなかった（R2.10調査）。 区域内の不動産会社に対し、センターに活用できる施設の調査を行ったが、適当な物件はなかった（R2.10調査）。 区域内の社会福祉法人等に対し、法人が所有する施設等について調査を行ったが、活用できる施設はなかった（R2.10調査）。 区域内の連合自治会に意見を聞いた結果、松山町交差点から本原交差点までのバス路線沿いへの設置の要望が出された。 センターに活用できる市の既存施設及び民間施設がないことから、新たに整備する必要があるため、令和3年度から整備に係る実施設計を行うこととしている。
		丸尾 西泊 福田	<ul style="list-style-type: none"> 区域内で活用できる市の既存施設を再度調査したが、要件を満たす施設はなかった（R2.10調査）。 区域内の不動産会社に対し、センターに活用できる施設の調査を行ったが、適当な物件はなかった（R2.10調査）。 区域内の社会福祉法人等に対し、法人が所有する施設等について調査を行ったが、活用できる施設はなかった（R2.10調査）。 区域内の連合自治会に対し、区域内でセンター設置に適したエリアについて、アンケートを行っている。
		日吉 茂木 南	<ul style="list-style-type: none"> 区域内の社会福祉法人等に対し、法人が所有する施設等について調査（R2.10調査）を行ったが、活用できる施設はなかった。 現在、「茂木合同庁舎内」を活用したセンターの設置に向けて、地域と調整を行っている。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174~175	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	7-7	保育所等魅力向上支援事業費	千円 1,900

1 概 要

子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の量の確保及び保育の質の向上について取り組んでいるが、労働環境等により新規採用保育士の定着率が低い状況がある。

こういった状況に対応するため、専門家による講演や保育の質の向上につながる市内施設の先進事例を広く紹介することで、各保育所等が保育士にとってより働きやすい職場となり、保育士がいきいきと働くことで長崎市全体の保育の質の向上及び保育現場の職場環境改善を図る。

2 事業内容

(1) 講演会等の概要

ア 講師による講演会

イ 保育所等の代表者による先進事例発表

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、リモート形式での開催を検討する。

(2) 対象者 保育所等の職員など(600人程度)

(3) 開催日 令和3年11月7日(日) (予定)

(4) 場 所 出島メッセ長崎 (予定)

(5) 予算額 1,900千円

(内訳)

節	金 額	内 容
報償費	200千円	講師謝礼金
旅 費	105千円	講師旅費
需用費	131千円	資料印刷費等
委託料	533千円	開催委託費
使用料及び賃借料	931千円	会場借上料等
合 計	1,900千円	

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他(※)	一般財源
千円 1,900	千円 —	千円 —	千円 —	千円 1,900	千円 —

※こども基金繰入金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174~175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	7-8	認可外保育施設等利用給付費	千円 212,096

1 概 要

幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の就労等により、保育を必要とする子どもが認可保育所等以外の施設等を利用する際に、保護者の経済的負担を軽減するため、利用料を給付する。

また、給付にかかる請求書等の整理・データ入力等の事務を民間事業者へ委託し、事務負担軽減を図る。

2 事業内容

(1) 施設等利用給付費について

ア 対象施設及び給付限度額

(ア) 幼稚園(新制度未移行)

月額2.57万円を上限に利用料給付(国立大学附属幼稚園は月額0.87万円)

(イ) 預かり保育事業

月額1.13万円を上限に利用料給付

(ウ) 認可外保育施設

(エ) 一時預かり事業

(オ) 病児保育事業

(カ) ベビーシッター

(キ) 子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業)

月額3.7万円(3~5歳児)又は
月額4.2万円(0歳~2歳児の市民税非課税世帯)
を上限に利用料給付(組み合わせ利用が可能)

イ 予算額 204,002千円

ウ 予算額の内訳

施設等	施設数	予算額 (千円)	月額上限又は 1回あたりの 平均利用額	人数又は 利用回数	給付方法
幼稚園 (新制度未移行)	6	148,306	私立 2.57万円/月	465人/月	・現物給付 ・年2回(4月及び10月)、6か月分を概算払とする
			国立 0.87万円/月	110人/月	
預かり保育(在園児)	58	38,938	1.13万円/月	624人/月	
認可外保育施設	33 (※)	16,357	3~5歳児 3.7万円/月	38人/月	・償還払い ・児童ごとに複数利用の上限額を管理
			0~2歳児 4.2万円/月		
一時預かり(非在園児)	38	369	平均0.15万円/回	延243回/年	・利用の翌月以降に請求を受付し、請求月の翌月払とする
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	2	32	平均0.27万円/回	延12回/年	
計	137	204,002			

(※)内訳:認可外保育施設 6、事業所内保育施設 23、居宅訪問型保育事業 4

(2) 事務の外部委託について

ア 業務委託の概要

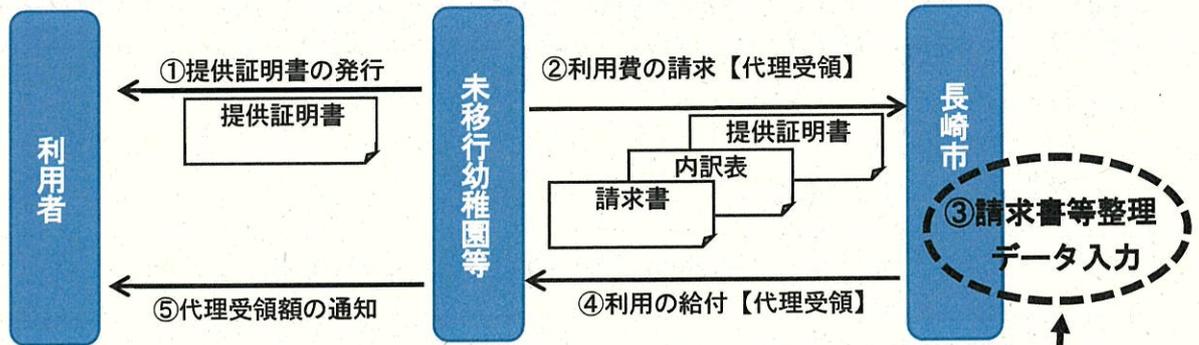
- (7) 提出書類(請求書・提供証明書等)の整理及び管理
- (1) 提出書類の内容確認
- (5) 提出書類のデータ入力作業

イ 予算額の内訳

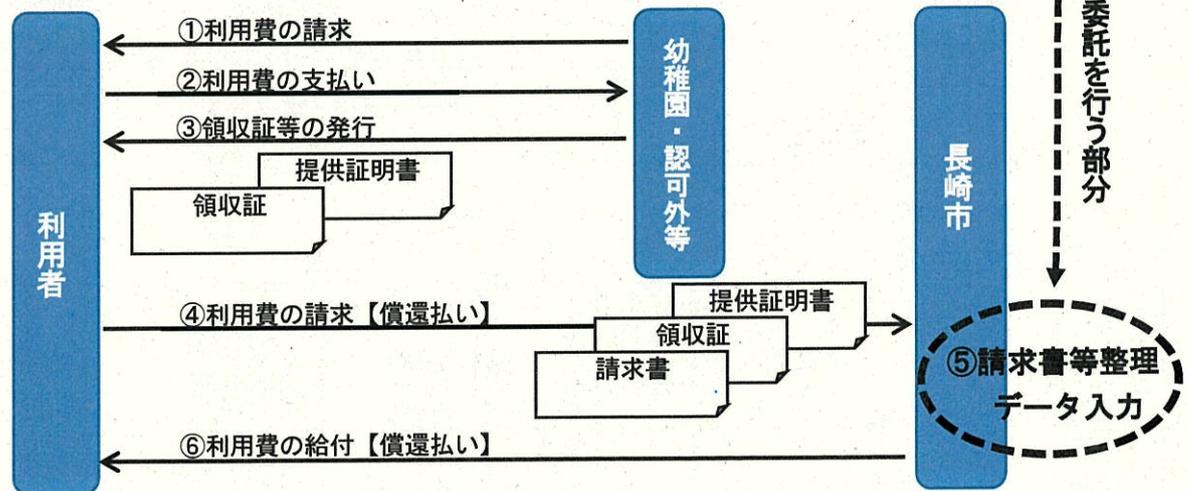
委託料 8,094千円

ウ 給付事務のフロー

(7) 現物給付



(1) 償還払い



業務委託を行う部分

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金(※1)	県支出金(※2)	地方債	その他	一般財源
千円 212,096	千円 102,001	千円 51,000	千円 -	千円 -	千円 59,095

※1 国庫補助率 1/2(子育てのための施設等利用給付費交付金)

※2 県補助率 1/4(子育てのための施設等利用給付費交付金)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174～175	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	7-10	民間保育所等 新型コロナウイルス感染症 対策費	千円 146,228

1 概 要

新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、病児・病後児保育施設において、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品等を購入するとともに、民間保育所等に対して、同様の衛生用品や備品等の購入費用を補助する。

併せて、病児・病後児保育施設において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための体制を整えるとともに、民間保育所等に対して、同様に事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。

2 事業内容

(1) 対象経費

民間保育所等におけるマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品等の購入費用及び、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するために必要な経費(かかり増し経費等)。

(2) 予算額 146,228 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	施設・事業種別	施設数	予算額			
			消 毒 液 等	かかり増し経費等	計	
国の補助 対象事業	委託	①病児・病後児保育施設	4	900	300	1,200
	補助	②民間保育所	70	23,150	6,023	29,173
		③民間認定こども園 (幼保連携型、保育所型)	31	11,330	1,840	13,170
		④小規模保育事業所	1	200	0	200
		⑤認可外保育施設	31	7,845	3,280	11,125
		⑥民間児童館	1	100	100	200
		⑦放課後児童クラブ	154※ (92クラブ)	41,980	16,970	58,950
		⑧延長保育事業	72	12,856	2,130	14,986
		⑨一般型一時預かり事業	13	3,650	150	3,800
		⑩幼稚園型一時預かり事業	32	8,127	700	8,827
		⑪子育て支援センター	15	2,088	2,209	4,297
小 計		424	112,226	33,702	145,928	
国の補助 対象外事業	補助	⑫子育て支援センター (発達障害支援特化型)	1	146	154	300
合 計		425	112,372	33,856	146,228	

※⑦の施設数は、支援の単位数
[上限額について]

①、⑥、⑨～⑫の1施設当たりの上限額は300千円

②～⑤、⑦の1施設(1支援)当たりの上限額は、定員19人以下 300千円
定員20人以上59人以下 400千円
定員60人以上 500千円

⑧の1施設当たりの上限額は、⑧を実施する②～④の施設の上限額の1/2の額
上限額については、令和2年度と令和3年度の合算額

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
146,228	115,242	30,686	-	-	300

※1 国庫補助率 補助基準額(53,868千円)2(2)②～⑥の1/2(保育対策総合支援事業費補助金)
補助基準額(92,060千円)2(2)①、⑦～⑩の1/3(子ども・子育て支援交付金)、
国庫補助事業の市負担分(57,623千円)の10/10(新型コロナウイルス感染症対応地方
創生臨時交付金)

※2 県補助率 補助基準額(92,060千円)2(2)①、⑦～⑩の1/3(子ども・子育て支援交付金)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174～ 175	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	7-11	放課後児童クラブ等 ICT化推進事業費補助金	千円 42,862

1 概 要

ポストコロナに向けたデジタル社会の実現を図るため、放課後児童クラブ及び子育て支援センターにおいて、業務のICT化を推進するとともに、オンラインでの会議、研修を行うために必要な経費を補助する。

2 事業内容

(1) 予算額 42,862 千円

【補助対象】

- ・利用児童等の入退室管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の費用
- ・研修をオンラインで受講するために必要となるシステム基盤の導入に係る費用

(2) 内訳

(単位:千円)

区分	事業種別	施設数	予算額※1
国の補助 対象事業	放課後児童クラブ	84※2 (56クラブ)	39,200
	子育て支援センター	7	3,162
小 計		91	42,362
国の補助 対象外事業	子育て支援センター(発達障害支援特化型)	1	500
合 計		92	42,862

※1 1施設(1支援)当たりの上限額は500千円

※2 放課後児童クラブの施設数は、支援の単位数

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
42,862	28,242	14,120	—	—	500

※1 国庫補助率 補助基準額(42,362千円)の1/3(子ども・子育て支援交付金)
国庫補助事業の市負担分(14,122千円)の10/10(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

※2 県補助率 補助基準額(42,362千円)の1/3(子ども・子育て支援交付金)

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
174~ 175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	8-1	放課後児童健全育成費	千円 1,596,666

1 概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や土曜日、長期休業期間等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

また、経済的な理由で放課後児童クラブの利用ができないということがないよう、市独自の取り組みとして、ひとり親家庭等、傷病による生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯へ毎月の利用料の減免措置を行っているが、令和3年度から新たに長期休暇の追加の利用料まで減免措置を拡大することで、児童の放課後等の安全・安心な居場所の確保及び保護者の就労促進を図る。

2 事業内容

(1)放課後児童クラブへの補助

〔予算額及び内容〕

1,593,975千円

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内容
運営費	168	744,666	運営費基本額 250日以上開所する放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の運営費の一部を補助(運営に要する放課後児童支援員の人件費、事務費等の経費に対する補助) 構成する児童の数が1~19人の支援の単位 2,510千円-(19人-構成する児童数)×28千円 構成する児童の数が20~35人の支援の単位 4,577千円-(36-構成する児童数)×26千円 構成する児童の数が36~45人の支援の単位 4,577千円 構成する児童の数が46~70人の支援の単位 4,577千円-(構成する児童数-45人)×63千円 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917千円
	161	93,996	開所日数加算 土曜日に開所(8時間以上)するクラブの250日を超える日の運営費の一部を補助 (年間開所日数-250日)×18千円
	166	73,770	長時間開所加算 平日は6時間を超え、かつ18時を超えて、長期休暇等は8時間を超えて開所するクラブに延長時間の運営費の一部を補助 平日分:1日6時間を超え、かつ18時を超える時間の年間平均時間数×399千円 長期等:1日8時間を超える時間の年間平均時間×179千円
小計	-	912,432	

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容
放課後児童クラブ 環境改善事業	16	12,171	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入・開所準備に必要な経費に対する補助及び既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要な設備の整備及び備品の購入に対する補助 (1)開所準備経費を含まない場合 基準額 1,000 千円 (2)開所準備経費を含む場合 基準額 1,600 千円
放課後児童クラブ 設置促進事業	2	16,956	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な建物の改修、設備の整備・修繕、備品の購入に対する補助 基準額 12,000 千円
障害児受入費 (1)	115	213,500	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対する補助 基準額 1,900 千円
障害児受入費 (3人以上)	13	19,700	障害児を3人以上受け入れるクラブで、障害児受入推進事業による放課後児童支援員等の配置に加えて、必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対する補助 基準額 1,900 千円

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容
放課後児童クラブ 運営支援事業	28	46,221	<p>学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料及び移転に係る経費を補助(待機児童が既に存在している、または当該事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあることが条件。)</p> <p>賃借料補助 基準額 2,996 千円</p> <p>移転関連費用補助 基準額 2,500 千円</p>
放課後児童クラブ 送迎支援事業	26	5,658	<p>学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校からクラブへの移動時や、クラブから帰宅時に、バス等による送迎を行うことに対する補助</p> <p>基準額 493 千円</p>
放課後児童 処遇改善 事業	114	174,882	<p>(1)家庭・学校等との連絡及び情報交換等の育成支援のいずれかに従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助</p> <p>基準額 1,677 千円</p>
放課後児童 支援員等 事業	12	32,466	<p>(2)(1)の育成支援に加え、地域との連携、協力等のいずれかに従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び、常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助</p> <p>基準額 3,158 千円</p>
小規模放課後児童 クラブ支援事業	3	1,773	<p>19人以下の小規模なクラブに放課後児童支援員等を複数配置する場合に運営費の一部を補助</p> <p>基準額 591 千円</p>

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容
放課後児童 支援員業 キャリア アップ 処遇 改善 事業	105	53,466	<p>放課後児童支援員等に対し、経験年数や研修実績に応じた処遇改善を行う場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助</p> <p>(1) 放課後児童支援員を配置した場合 1人あたり 129千円</p> <p>(2) 経験年数5年以上かつ市長が認める研修を受講した者を配置した場合 1人あたり 258千円</p> <p>(3) 経験年数10年以上かつ市長が認める研修を受講した者で事業所長的立場にある者を配置した場合 1人あたり 388千円</p> <p>基準額 (1)～(3)の上限額 904千円</p>
要 対 支 援 児 童 等 業	5	526	<p>放課後児童クラブにおける要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置に必要な経費に対する補助</p> <p>基準額 1,261千円</p>
補 合 助 計	-	1,489,751	
家 賃 等 補 助 【 単 独 】	18	18,992	<p>家賃等補助 クラブ施設としての借家に係る家賃に対する補助 基準額 100千円(月額上限) (月額家賃が100千円を超える場合は、近隣の家賃額を調査及び勘案し、補助額を決定) ※既に交付を受けているクラブに限る。</p> <p>施設整備借入金償還金補助 クラブ施設の整備費に係る借入金償還金に対する補助 100千円(月額上限) ※既に交付を受けているクラブに限る。</p> <p>施設補修費補助 自己所有するクラブ施設の補修費に対する補助 300千円(年額上限)</p>

区 分		補助対象 支援の単 位数	予算額 (千円)	内 容
利 用 料 減 免 費 【 単 独 】	母 減 子 免 家 庭 等 費	168	52,917	ひとり親又は兄弟で利用する世帯等で要件を満たす児童の利用料をクラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童1人当たり 4千円(月額上限)
	傷病による生活保護受給世帯減免費		1,008	傷病が理由の生活保護受給世帯の児童が放課後児童クラブを利用する場合の利用料について、クラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童1人当たり 8千円(月額上限)
	就学援助受給世帯減免費		13,507	就学援助受給世帯の児童が放課後児童クラブを利用する場合の利用料について、クラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童1人当たり 4千円(月額上限)
	長期休暇分		17,800	【R3 拡大】 ひとり親等世帯、傷病による生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の児童が放課後児童クラブを利用する場合の長期休暇に係る利用料増額分についてクラブが減免した経費に対する補助 児童数見込み:ひとり親等世帯 1,324人 生活保護受給世帯 11人 就学援助受給世帯 281人 計 1,616人 基準額:児童1人当たり(各季上限) 春休み 3千円 夏休み 6千円 冬休み 2千円
単 合 独 計	-	104,224		
合 計	-	1,593,975		

(2)放課後児童クラブ支援員の研修

〔予算額及び内容〕

1,045千円

放課後児童クラブ支援員等の資質向上を目的として研修会を開催する。

・8回予定(救急法、障害児等研修 等)

(3)その他経費

〔予算額及び主な内容〕

1,646千円

・屋上防水等施設修繕 800千円

・会計年度任用職員報酬 393千円

・備品購入 143千円

・放課後児童クラブ消防用設備等保守点検委託費 44千円 等

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他 ※3	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,596,666	497,104	496,582	—	17,801	585,179

※1 国庫補助率 : 事業費(1,489,751千円)の1/3(子ども・子育て支援交付金)

事業費(1,045千円)の1/2(子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費
国庫補助金)

※2 県補助率 : 事業費(1,489,751千円)の1/3(子ども・子育て支援交付金)

※3 こども基金繰入金:【拡大分】長期休暇分利用料減免費に充当(17,800千円)

保険料個人負担金(1千円)

※参考:放課後児童クラブの状況

	H30 ※5/1 現在	R1 ※5/1 現在	R2 ※7/1 現在	R3	増減 (R3とR2の差)
クラブ数	94	96	96	96	—
支援の単位	146	157	162	168	(増)6単位
登録児童数	5,656	5,881	6,097	6,638	(増)541人
(参考) 小学校児童数	19,340	18,975	18,741		
(参考) 利用率	29.2%	31.0%	32.5%		

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174~ 175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	8-2	放課後子ども教室推進費	千円 12,350

1 概 要

放課後や週末等に小学校等を使用して、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域住民の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりとして、放課後子ども教室を推進する。

2 事業内容

(1)放課後子ども教室の実施 予算額 12,176 千円

ア 実施場所:小学校の教室や校庭等

イ 実施回数:週2回程度 平日の放課後、土・日曜日を基本として、地域の実情に合わせて実施

ウ 活動内容:予習や復習、補習などの学習活動、スポーツや文化芸術活動などの体験活動、
地域住民や異年齢の子どもとの交流活動

エ 対象者:実施する小学校区に居住する全ての子ども

オ 委託先:社会教育関係団体等(青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA等)

カ 実施個所(委託事業)

区分	予算額 (千円)	教室数
継続分	9,243	30 教室 仁田佐古・伊王島・茂木・長浦・女の都・小島・銭座・三重・土井首・ 野母崎・日見・南・城山・南陽・鮑浦・伊良林・朝日・為石・横尾・高島・ 坂本・橋・三原・稲佐・小江原・手熊・桜が丘・西町・村松・愛宕
R3 年度 新規予定	2,933	10 教室 古賀・山里・上長崎・小楯・畝刈・晴海台・福田・西浦上・北陽・大園
計	12,176	40 教室

※自主運営事業:20 教室

[R2 年度からの継続:20 教室] 高城台・戸町・西城山・西山台・矢上・大浦・日吉・
深堀・神浦・香焼・西北・滑石・虹が丘・川原・
南長崎・形上・高尾・諏訪・式見・戸石

- キ 委託料算定方法:1日当たりの謝礼金(児童数に応じて変動)×活動予定日数(上限 80 日)
 十年間を通しての経費 (コーディネーター謝礼金、保険料等)
 ※児童数及び実施日数により変動する。

【参考】委託料一覧

(単位:円)

前年度の1日当たり 平均参加児童数	1日当たりの 謝礼金	固定費	10日 実施	40日 実施	80日 実施
10人未満	4,440	53,220	97,620	230,820	408,420
10人以上20人未満	5,920		114,020	291,620	528,420
20人以上30人未満	7,400		130,420	352,420	648,420
30人以上40人未満	7,400		130,420	352,420	648,420
40人以上50人未満	7,400		130,420	352,420	648,420
50人以上60人未満	7,400	61,220	130,420	352,420	648,420
60人以上70人未満	8,880		146,820	413,220	768,420
70人以上80人未満	8,880		146,820	413,220	768,420
80人以上90人未満	10,360		163,220	474,020	888,420
90人以上100人未満	10,360		163,220	474,020	888,420
100人以上	11,840		179,620	534,820	1,008,420

(2)放課後子ども教室開設セミナーの開催 予算額 10千円

ア 開催回数 年1回

イ 対象者 放課後子ども教室の運営に係る総合的な調整役であるコーディネーターの人材発掘を目指し、地域の社会教育関係団体等の関係者を対象に行う。

(3)長崎市放課後対策推進審議会の開催 予算額 164千円

ア 担任意務 本市の子どもの放課後対策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。

イ 開催回数 年2回

ウ 委員人数 10人

3 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金※	県支出金	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
12,350	4,116	-	-	8,234

※ 国庫補助率 :事業費(12,350千円)の1/3(学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174～ 177	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	11-1	【補助】児童福祉等施設整備 事業費 子育て支援センター	千円 66,000

1 概 要

子育て支援センター（以下「センター」という。）については、長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内16区域に設置することとしているが、現在6区域が未設置となっている。

未設置区域のうち、「深堀・香焼・伊王島・高島区域」、「岩屋・滑石・横尾区域」、「小江原区域」の3区域において、老人デイサービスセンター跡の施設を令和3年10月からの開設に向けて、センターの機能を確保するための改修や、老朽化が進んでいる設備の取替などの内部改修工事を行うもの。

2 事業内容

区 域	活 用 施 設	改修内容	建築年月 (経過年数)	面積 (㎡)	工事費 (千円)
深堀 香焼 伊王島 高島	深堀地区老人デイサービスセンター跡	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳室、沐浴スペースの設置 ・空調設備取替 ・交流スペースの床をクッションフロアに変更 ・照明をLEDに取替 など 	H9年3月 (23年)	239.6	17,600
岩屋 滑石 横尾	滑石地区老人デイサービスセンター跡	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳室、給湯室の設置 ・沐浴スペース、子ども用トイレの設置 ・空調設備取替 ・交流スペースの床をクッションフロアに変更 ・照明をLEDに取替 など 	H8年1月 (25年)	210.2	19,700
小江原	小江原地区老人デイサービスセンター跡	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳室、給湯室の設置 ・沐浴スペース、子ども用トイレの設置 ・空調設備取替 ・交流スペースの床をクッションフロアに変更 ・照明をLEDに取替 ・出入口ドアの取替 ・火災報知設備の移設 ・間仕切りの設置 ・換気設備の取替 など 	H12年4月 (20年)	199.2	28,700
				計	66,000

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他※3	一般財源
千円 66,000	千円 25,626	千円 —	千円 32,200	千円 8,174	千円 —

※1 国庫補助率 事業費の1/2(1施設上限8,542千円)(次世代育成支援対策施設整備交付金)

※2 起債充当率 地方負担分(40,374千円)の80%(交付税措置率 -%)
(社会福祉施設整備事業債)

※3 こども基金繰入金(国庫補助事業の市負担分8,174千円)

4 スケジュール(予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
施設改修工事			約4ヶ月				10月開設予定
運営団体	審査会	公募 約3ヶ月			審査会	運営団体決定	

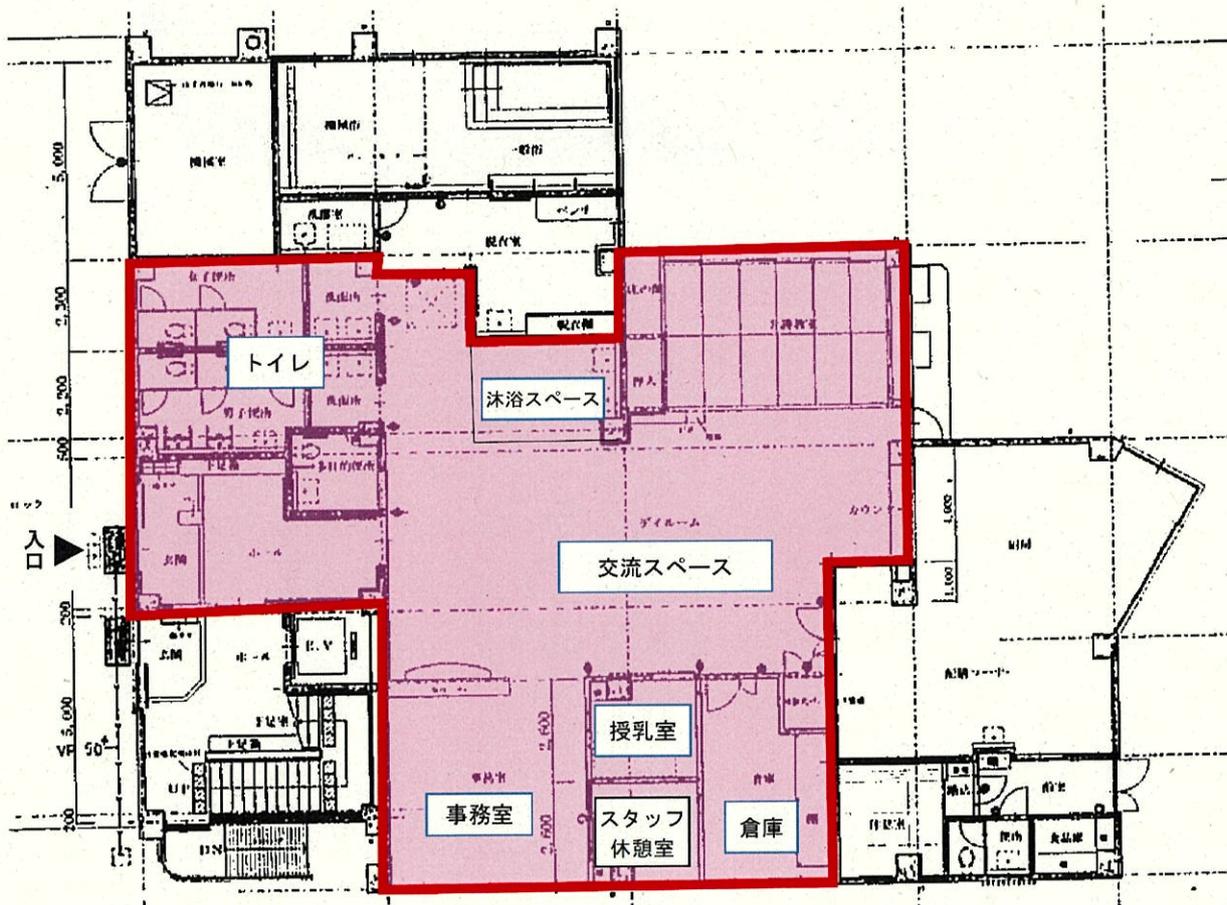
《位置図・写真・平面図》

(1) 深堀地区老人デイサービスセンター跡

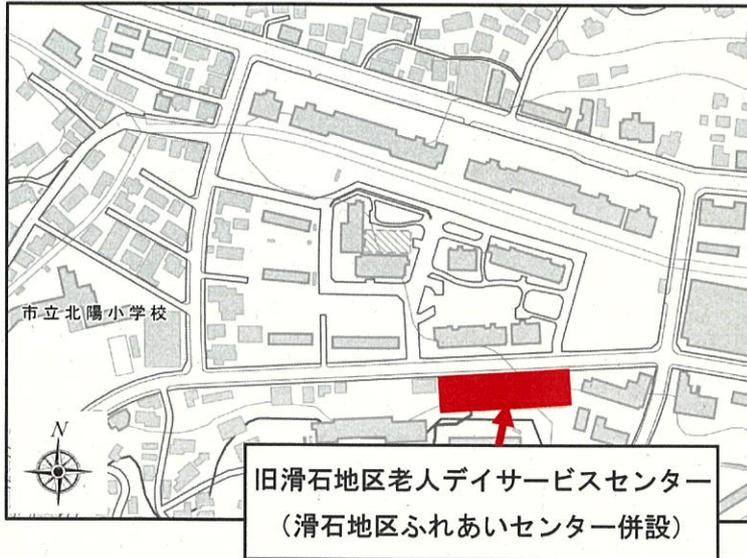


【建物構造】

鉄筋コンクリート造地上3階建
うち、センターは1階部分の一部

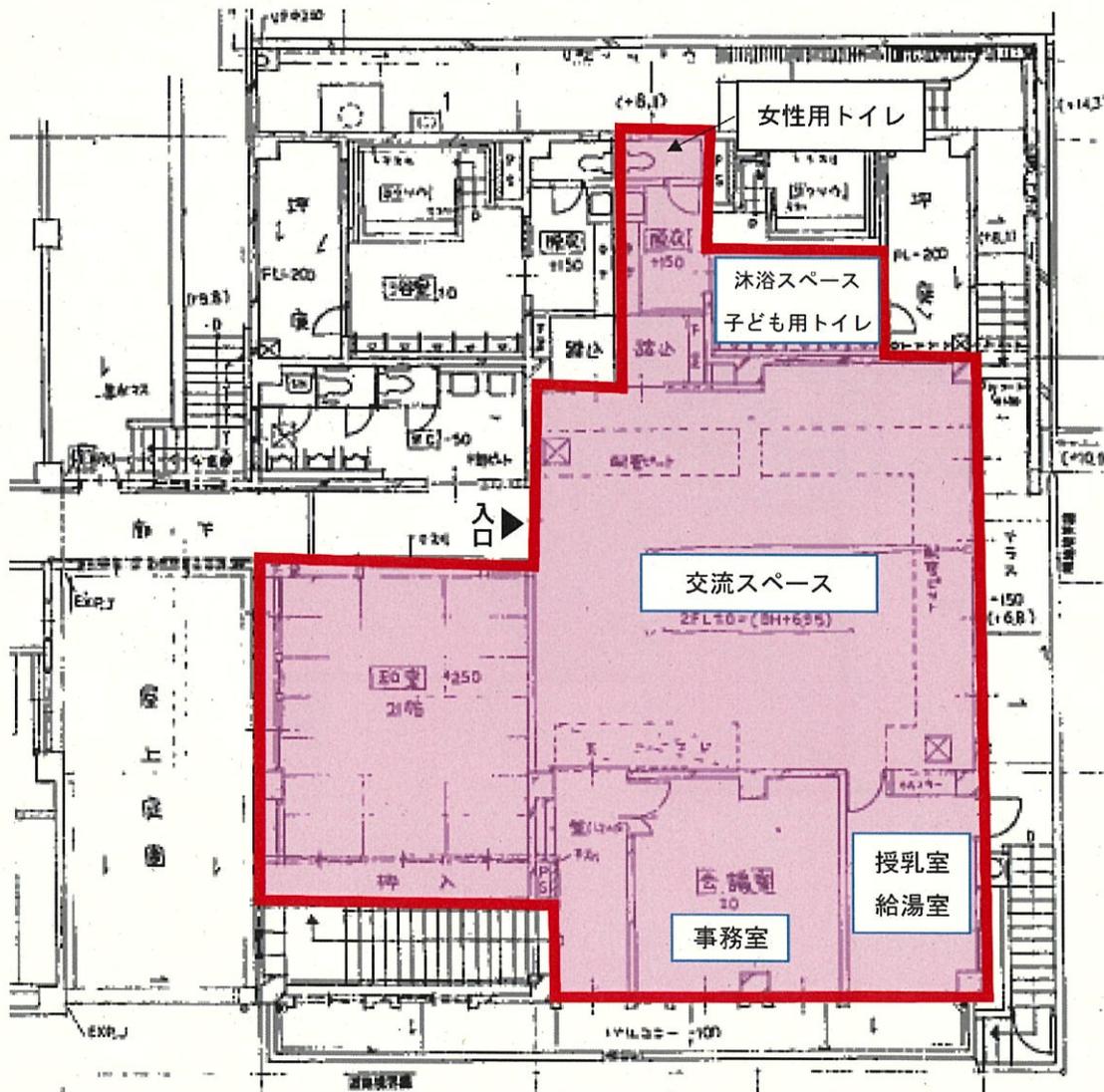


(2) 滑石地区老人デイサービスセンター跡



【建物構造】

鉄筋コンクリート造地上2階建
うち、センターは2階部分の一部

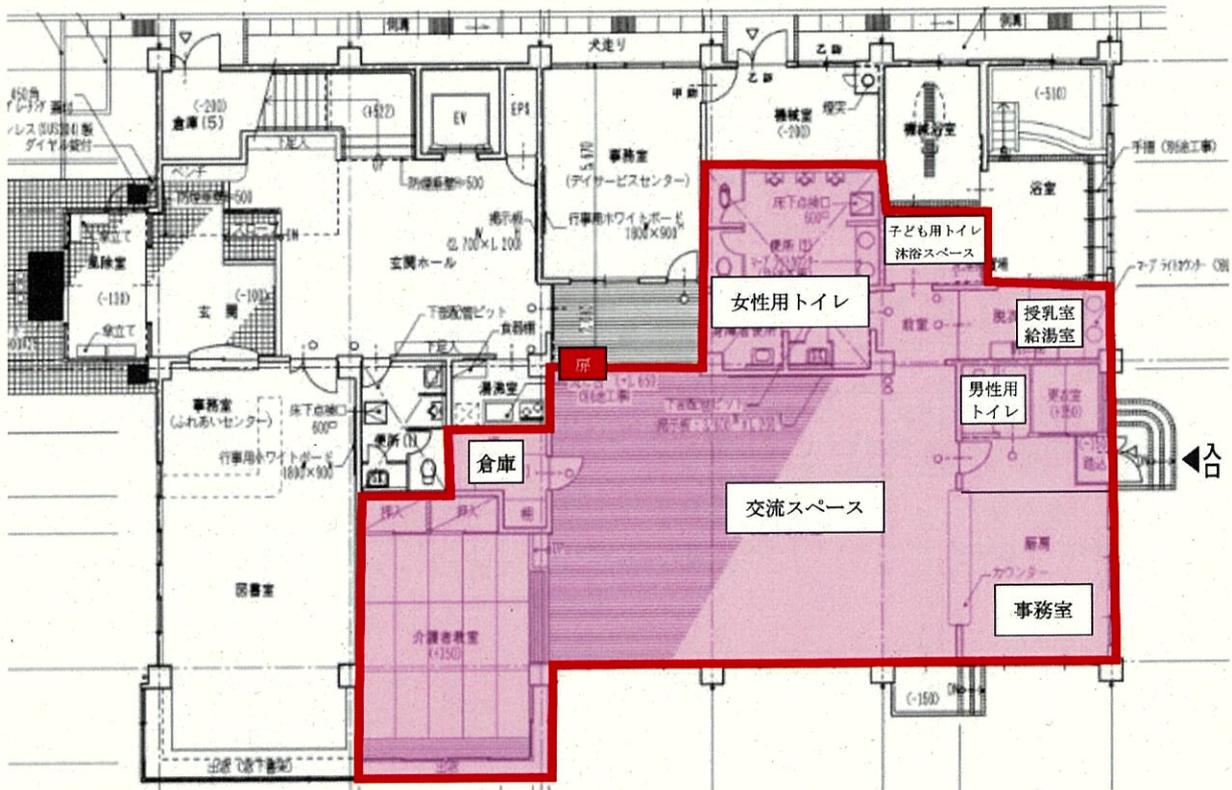


(3) 小江原地区老人デイサービスセンター跡



【建物構造】

鉄筋コンクリート造地上2階建
うち、センターは1階部分の一部



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174～ 177	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	11-2	【補助】児童福祉等施設整備 事業費 全天候型子ども遊戯施設	千円 552,000

1 概 要

「あぐりの丘」に子どもが遊びながら成長できる全天候型の子ども遊戯施設を整備するもの。

2 事業内容

- (1) 件 名 全天候型子ども遊戯施設建設工事
- (2) 建設場所 あぐりの丘街のエリア内
- (3) 工期(予定) 令和3年7月～令和4年7月
- (4) 建設工事費(全体) 920,000千円(建物に備え付けの遊具含む)
- (5) 令和3年度事業費 552,000千円(920,000千円×60%(前金払+中間払))

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他※3	一般財源
千円 552,000	千円 276,000	千円 -	千円 257,400	千円 5,000	千円 13,600

※1 国庫補助率 事業費(552,000千円)の1/2(地方創生拠点整備交付金)

※2 起債充当率 地方負担分(271,000千円)の95%(交付税措置率 70%)
(合併特例債)

※3 企業版ふるさと納税寄附金

4 スケジュール(予定を含む)

項目	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
実施設計	■											
既存建物解体工事				■								
建設工事					■							
既存建物改修工事									■			
外構工事									■			

令和4年9月供用開始予定

(1) 位置図



(2) あぐりの丘平面図

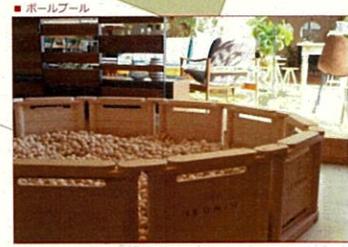
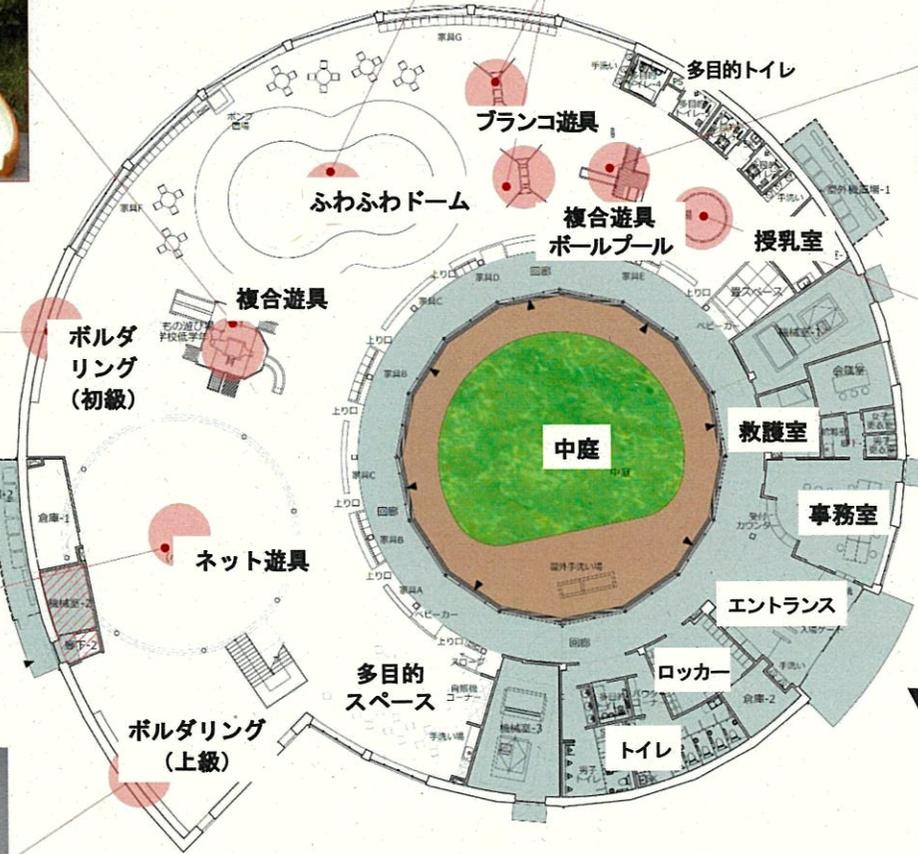
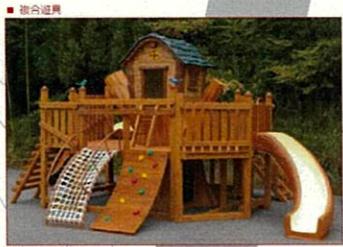
街のエリア

村のエリア

全天候型子ども遊戯施設
建設場所



(3) 施設平面図



※遊具の写真はイメージ

(4) 外観イメージ図



※壁の色はイメージ

(5) 内観イメージ図



債務負担行為		期 間	限度額 (設定額)
ページ	事 項		
340～ 341	全天候型子ども遊戯施設整備事業	令和4年度	千円 368,000

1 概 要

(1) 事業目的

「あぐりの丘」に子どもが遊びながら成長できる全天候型の子ども遊戯施設を整備するもの。

(2) 債務負担行為の理由

全天候型子ども遊戯施設の建設工事が令和4年度まで期間を要するため、債務負担行為を設定するもの。

2 事業内容

	債務負担行為に係る事業内容		
	事業内容	事業費	備考
令和3年度	建設工事	552,000千円	前払金：4割・中間前払金：2割
令和4年度	(建物に備え付けの遊具含む)	368,000千円	完成払金：4割(債務負担行為)
合計		920,000千円	

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 368,000	千円 —	千円 —	千円 349,600	千円 —	千円 18,400

※ 起債充当率 事業費(368,000千円)の95%(交付税措置率 70%) (合併特例債)

【参考】

総事業費：1,101,035千円

事業期間：R1～R4	R1	基本計画	9,735千円
	R2	実施設計	49,100千円
		土質調査	5,100千円
		既存建物解体工事	77,100千円
	R3	建設工事	552,000千円
	R4	建設工事	368,000千円
		外構工事	40,000千円

※既存建物の改修工事費、備品購入費が別途ある。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
176~177	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	12-1	【補助】児童福祉等施設整備 事業費補助金 民間保育所	千円 168,804

1 概 要

入所児童の保育環境の向上及び待機児童の解消を図るため、民間保育所の定員増を伴う移転新築に係る経費を助成するもの。

2 補助率及び基準額

(1) 補助率 : 国 2/3、長崎市 1/12、事業者 1/4

(2) 補助基本額 : 補助対象経費に 2/3 を乗じて得た額と、国が定める基準額を比較し、いずれか少ない方の額

3 事業内容

施設名 【設置主体】	設置場所	整備 内容	定 員	敷地面積 (㎡)	着工予定 ～ 完成予定
				延床面積 (㎡) 構造	
虹が丘まめの木保育園 【(福)虹豆会】	虹が丘町 2405-1	移転 新築	60人→72人 (12人増)	1,661.68	令和3年3月 ～ 令和3年12月
				659.42	
				鉄筋コンクリート造 2階建	

4 予算額 168,804 千円 (全体事業費×進捗率R3 (90%)) (単位:千円)

事業費 ①	補助基本額 ②	負担割合 (②×補助率)		予算額 ⑤ (③+④)
		国 2/3 ③	市 1/12 ④	
231,855	225,073	150,048	18,756	168,804

【参考: 令和2～3年度 2か年を通じた全体事業費】 (単位:千円)

事業費 ①	補助基本額 ②	負担割合 (②×補助率)		補助額 ⑤ (③+④)
		国 2/3 ③	市 1/12 ④	
257,617	250,082	166,721	20,840	187,561

5 財源内訳

総事業費 ①	当初予算 計上額 ②	財 源 内 訳			事業者負担額 ①-②
		国庫支出金 ※1	地方債 ※2	一般財源	
千円 231,855	千円 168,804	千円 150,048 (2/3)	千円 15,000 (80%)	千円 3,756	千円 63,051

補助基本額 225,073 千円 9/12 8/12 1/12 3/12

※1 国補助率 保育所等整備交付金 補助基本額の 2/3

※2 起債充当率 地方負担分の 80%(交付税措置率 -%) 社会福祉施設整備事業債

6 位置図等



7 施設整備の経過

時期	内容
令和2年4月 ～5月	市内16区域のうち、①定員増を伴う施設整備は第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づく必要数において、施設整備が必要と見込まれる7区域を対象とし、②老朽施設の整備は全区域を対象として募集を行い、「岩屋・滑石・横尾」区域から、定員増を伴う施設整備に、1件の応募があった。
6月	「長崎市社会福祉施設に関する立地条件等検討会」（市の関係部局による内部会議）を開催し、提出された整備計画の問題点、条件等を検討。
7月	長崎市社会福祉審議会へ「優良な社会福祉施設等の整備計画の選定について」意見諮問し、選定結果優良との答申があった。その後、「幼児教育・保育施設整備計画の選定」（市長決裁）として、本件を施設整備の補助を行う整備計画として選定。
9月	令和2年度分10% 18,756千円を補正予算として計上。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
176～ 177	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	12-2	【補助】児童福祉等施設 整備事業費補助金 放課後児童クラブ	千円 63,342

1 概 要

放課後児童クラブ施設整備に対し、国の補助制度を活用し、その経費について補助する。

2 予算額及び事業内容

63,342千円

小学校区	整備前					整備後				
	クラブ名 【設置主体】	施設形態	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	登録 児童数 (人)	整備内容	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	予算額 (千円)	施設整備の 理由
長浦	Chuo キッズ クラブ 【(学)渡辺学園】	自己所有 施設(こ ども園)	96.9 (66.5)	44	51	新設	218.60 (132.48)	89	42,228	狭あい化に 伴う施設の 新設
戸町	学童保育とまち にこにこクラブ 【(学)岩口学園】					増設	124.01 (85.97)	57	21,114	狭あい化に 伴う施設の 増設

※面積欄内の()は、専用区画面積(事務スペース等を除く生活スペースの面積)

利用定員 = (専用区画面積 / 1.65㎡) / 0.9

※登録児童数は令和2年4月1日現在

3 全体事業費

(単位:千円)

クラブ名	事業費 ①	補助基本額 ②	予算額 ②×3/4	負担割合(②×補助率)			事業者負担額 ②×1/4+(①-②)
				国 1/2	県 1/8	市 1/8	
Chuo キッズ クラブ	84,000	56,304	42,228	28,152	7,038	7,038	41,772
学童保育とまち にこにこクラブ	42,460	28,152	21,114	14,076	3,519	3,519	21,346
合計	126,460	84,456	63,342	42,228	10,557	10,557	63,118

4 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	その他	一般財源
63,342	42,228	10,557	8,400	-	2,157

※1 国庫補助率 補助基本額(84,456千円)の1/2 [創設分:子ども・子育て支援整備交付金]

※2 県費補助率 補助基本額(84,456千円)の1/8 [創設分:児童福祉関係社会福祉施設整備費補助金]

※3 起債充当率 地方負担分(10,557千円)の80%(交付税措置率 -%) [社会福祉施設等整備事業債]

位 置 図

(1)長浦小学校区(Chuo キッズクラブ) 新設予定地:琴海戸根町 2573-1



(2)戸町小学校区(学童保育とまちにこにこクラブ) 増設予定地:戸町 2 丁目 48-1



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
176~ 177	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	13-1	【単独】児童福祉等施設整備 事業費 子育て支援センター	千円 3,500

1 概 要

子育て支援センター（以下「センター」という。）が未設置となっている「江平・山里区域」については、センターに活用できる市の既存施設及び民間施設がないことから、当該区域内にセンターを新たに整備する必要があるため、令和3年度は実施設計業務を行うもの。

2 事業内容

- (1) 件 名 実施設計業務委託
- (2) 設置予定場所 長崎市平和町 2400 番 2
(天主公園内の里中野郷会館の解体後の跡地)
- (3) 必要な設備 交流スペース（60㎡以上）、事務室、トイレ・子ども用トイレ、
沐浴スペース・授乳室・湯沸室
- (4) 規模及び構造 約 100㎡（敷地面積：164㎡） 鉄骨造平屋建
- (5) 事業費 3,500千円

3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 3,500	千円 -	千円 -	千円 -	千円 3,500	千円 -

※ こども基金繰入金

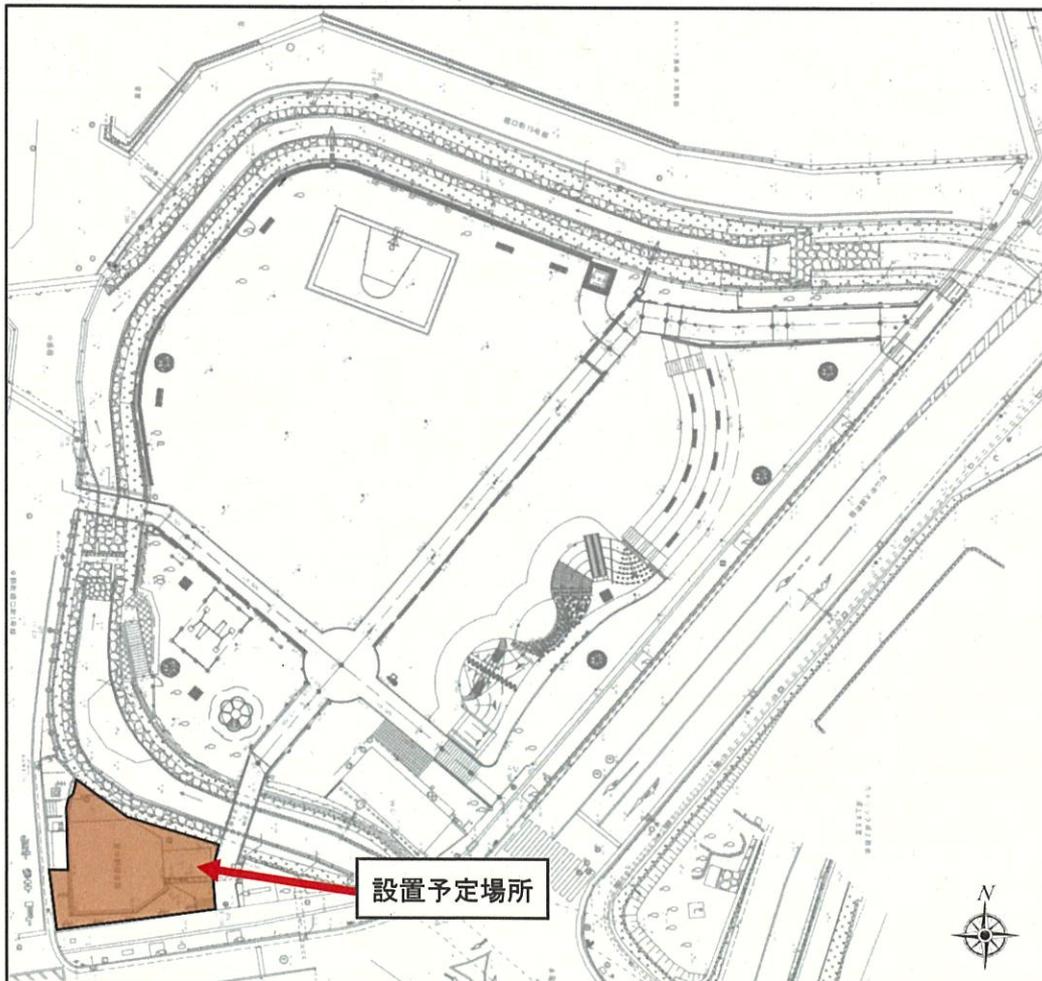
4 スケジュール（予定）

- 令和3年度 里中野郷会館解体工事（理財部で実施）
センター建設に係る実施設計
- 令和4年度 センター新築工事

《位置図》



《敷地図》



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
176~177	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	1-1	民間保育所等施設型給付費	千円 14,830,907

1 概 要

施設型給付は、保育所、認定こども園、幼稚園を利用した際の給付であり、施設を利用する子どもの3つの認定区分(※1)により、教育・保育に要した費用として、施設へ法定代理受領として施設型給付費を支給する。

「施設型給付費」＝「公定価格」(※2)－「利用者負担額(保育料)」(※3)

(※1) 教育・保育認定子ども

1号認定子ども(教育利用)…満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がない子ども

2号認定子ども(保育利用)…満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がある子ども

3号認定子ども(保育利用)…満3歳未満の小学校就学前で保育の必要性がある子ども

(※2) 公定価格

国が定める教育・保育等に係る費用の基準単価であり、基本分単価や各種加算に入所児童数等を利用して施設型給付費として支給する。

(※3) 民間保育所については利用者負担額を差し引かず委託費として支弁し、利用者負担額は市の歳入として本事業に充当。(1号認定子ども、4月1日時点で3歳以上の2号認定子ども及び住民税非課税世帯の3号認定子どもについては保育料は無償。)

2 事業内容

(1) 対象施設数、児童数(毎月初日在籍延べ児童数)及び予算額

施設区分	施設数	認定区分ごとの児童数(人)		予算額(千円)
保 育 所	76	2号認定	42,201	2,818,131
		3号認定	35,508	5,381,058
		小計	77,709	8,199,189
認 定 こ ど も 園	46	1号認定	23,941	1,699,977
		2号認定	27,115	1,859,986
		3号認定	19,425	2,325,380
		小計	70,481	5,885,343
幼 稚 園	10	1号認定	11,120	746,375
		小計	11,120	746,375
合 計	132	159,310		14,830,907

※ 令和2年度までは施設区分毎に予算計上していたものを、令和3年度から1つの事業に統合。

(2) 認定区分ごとの児童数及び事業費

認定区分	児童数(人)	事業費(千円)
1号認定	35,061	2,446,352
2号認定	69,316	4,678,117
3号認定	54,933	7,706,438
合計	159,310	14,830,907

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
14,830,907	7,012,998	3,373,440	—	730,337	3,714,132

※1 国庫負担率

1号認定: 基礎額(事業費×73.8%)×1/2

2号認定: 事業費×1/2

3号認定: 基礎額(事業費—国徴収基準額(※))×56.835%

※2 県負担率

1号認定: 全国統一分 基礎額(事業費×73.8%)×1/4

地方単独分 (事業費—基礎額(事業費×73.8%))×1/2

2号認定: 事業費×1/4

3号認定: 基礎額(事業費—国徴収基準額(※))×21.5825%

※3 その他 利用者負担額(民間保育所保育料)

(※)国徴収基準額=1,071,028千円

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
178～179	3 民生費	2 児童 福祉費	4 市立保育所等 施設費	2-2	市立保育所費 ICT化推進費	千円 9,106
				3-2	市立認定こども園費 ICT化推進費	千円 1,770

1 概 要

市立保育所(緑ヶ丘・大手・仁田・伊良林・中央)及び市立認定こども園長崎幼稚園(以下「市立保育所等」という。)において、保育士等の事務負担の軽減を図り、働きやすい環境を整備し、子どもと向き合う時間が増え、保育の質の向上につなげるとともに、保護者の利便性の向上を図るため、保育業務支援システム(以下「システム」という。)を導入し、事務のICT化を行う。

2 事業内容

(1) 導入するシステムの概要

行政の専用ネットワークである「LGWAN」及びインターネットを活用したクラウド型システムで、保育に関する計画や児童に関する記録等を一括管理できるとともに、施設から保護者へ緊急時の連絡やお知らせの配信を行い、保護者はスマートフォンにて出欠等の連絡や児童の情報を確認することができる。

(2) 使用場所 市立保育所等(6箇所)、幼児課(管理用端末1箇所)

(3) 使用開始時期 令和3年10月～

(4) システムで行う業務

業務内容	詳細
保育に関する計画作成・管理	全体的な計画、指導案(月案)、年間指導計画・行事予定、事務日誌、クラス日誌等
児童に関する記録作成・管理	保育記録(※)(性別・住所、身長・体重、発達経過記録、アレルギー等)、午睡チェック(※)、家庭連絡票(※)(体温、排便、食事チェック等)、事故報告書等
登降園の記録管理	児童の登降園記録管理(※)等
保育料管理	延長保育料の計算等
施設から保護者への一斉連絡	警報発令時の緊急時メール配信、行事の実施の連絡、園だより・献立表等のお知らせ配信等(※)
保護者から施設への欠席等連絡	出席・欠席連絡、お迎え時間の変更連絡等(※)

※ 保護者が確認できる情報

- (5) 予算額 市立保育所費 ICT化推進費 9,106千円
市立認定こども園費 ICT化推進費 1,770千円

(内訳)

(単位:千円)

内 容	市立保育所 幼児課	市立認定こども園	合計
インターネット回線開設費	244	49	293
システム導入・設定費	1,677	319	1,996
パソコン・タブレット等 購入費	5,122 〔パソコン11台 タブレット20台等〕	971 〔パソコン2台 タブレット4台等〕	6,093 〔パソコン13台 タブレット24台等〕
初期導入経費計 ① (補助対象)	7,043	1,339	8,382
システム利用料(※)	1,512	314	1,826
インターネット回線使用料(※)	247	50	297
消耗品費	304	67	371
年間運用経費計 ② (補助対象外)	2,063	431	2,494
合 計 (①+②)	9,106	1,770	10,876

※ システム利用料とインターネット回線使用料は半年分(令和3年10月～令和4年3月)を計上

3 システム導入による効果

(1) 効果の事例

ア 保育管理

【現行】

①毎日、手書きの連絡帳を
保護者に手渡している。

【導入後】

①保護者のスマートフォンから
連絡帳を確認できる。

<効果>

- ・手書きでの書類作成等の事務作業が減少し、作成時間が短縮できる。
- ・職員間での情報共有がしやすくなる。
- ・ペーパーレス化及び接触機会の軽減が図られる。

イ 登降園管理

【現行】

①児童の登降園の時刻を記録
できていない。
②延長保育料を手書きした時刻
により計算している。

【導入後】

①ICカード等をかざすだけで登降園
の時刻が自動で入力される。
②延長保育料の計算等を自動的に
行う。

<効果>

- ・児童の登降園時刻や出欠状況を自動的に一括管理できる。
- ・延長保育料の計算誤り等がなくなる。
- ・手書きでの事務作業が不要になり、事務量が軽減される。

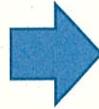
ウ 保護者との連絡

【現行】

- ①児童の欠席や遅刻の連絡を電話で受け付けている。
- ②保護者へ個別に電話連絡を行っている。
- ③お知らせ文書を作成し、保護者へ配付している。

【導入後】

- ①保護者のスマートフォンから連絡ができる。
- ②緊急連絡を保護者へメールで一斉に送ることができる。また、既読の確認ができる。
- ③お知らせを保護者のスマートフォンで確認できる。



<効果>

- ・保護者への緊急連絡やお知らせを迅速かつ確実に伝達できる。
- ・保護者との電話でのやりとりが減少する。
- ・ペーパーレス化及び接触機会の軽減が図られる。

(2) 事務負担の削減(見込み)

ア 保育士の保育事務 1人あたり 1日につき約 60 分の削減

(ア) 記録時間の短縮や転記の手間の削減

(イ) 保護者との電話対応時間の削減

(ウ) ICカード等による登園・降園記録の自動化による管理の手間の削減 等

イ 延長保育料計算等の事務 1月につき約6時間の削減(1年:約 72 時間の削減)

(ア) 降園時間の記録の手間削減、延長保育料の自動計算による時間の削減 等

※ ア・イによる削減時間数 19,300 時間/年

(参考) 上記時間数の人件費相当額

41,186 千円(時間数×正規保育士平均単価 2,134 円/時間)

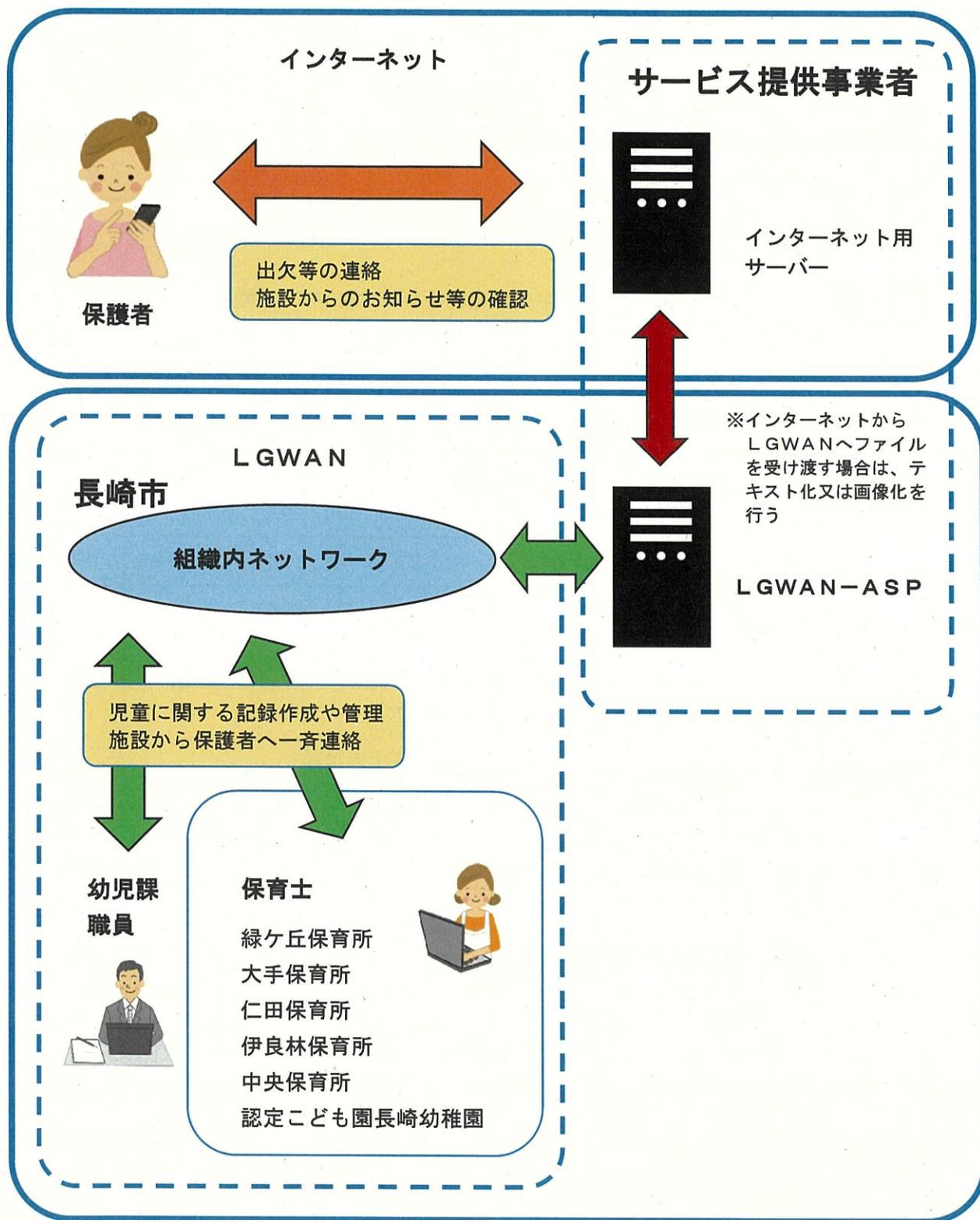
4 財源内訳

事業名	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金 ※	県支出金	地方債	その他	一般財源
市立保育所費 ICT化推進費	千円 9, 106	千円 2, 500	千円 —	千円 —	千円 —	千円 6, 606
市立認定こども園費 ICT化推進費	千円 1, 770	千円 500	千円 —	千円 —	千円 —	千円 1, 270

※ 国庫補助率 補助基本額の1/2 1施設当たり上限 50 万円

(国の保育対策総合支援事業費補助金)

システム概要図



※LGWAN：地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用のネットワーク
 ※LGWAN-ASP：LGWANを介して、システム提供者が地方公共団体に対して各種行政サービスを提供するもの。

債務負担行為		期 間	限度額 (設定額)
ページ	事 項		
340 ~ 341	市立保育所業務支援システムソフトウェア賃借	令和4年度から 令和8年度まで	千円 11,898
	市立認定こども園業務支援システムソフトウェア賃借	令和4年度から 令和8年度まで	2,826

1 債務負担行為の理由

市立保育所(緑ヶ丘・大手・仁田・伊良林・中央)5箇所及び市立認定こども園長崎幼稚園での保育業務に係る事務負担の軽減を図るため、保育業務支援システム(以下「システム」という。)を導入することとしているが、安定的な利用や費用面を考慮し、債務負担行為を設定するもの。

2 システム利用料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
市立保育所	3,023	3,023	3,023	1,891	938	11,898
市立認定こども園	626	626	626	626	322	2,826
合計	3,649	3,649	3,649	2,517	1,260	14,724
箇所数	7	7	7	※ 5	5	

※令和7年4月から緑ヶ丘・仁田保育所を民間移譲するため2箇所減

3 財源内訳

事業名	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
市立保育所費 ICT化推進費	千円 11,898	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 11,898
市立認定こども園費 ICT化推進費	千円 2,826	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2,826

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
178～179	3 民生費	2 児童福祉費	4 市立保育所等 施設費	4-1	【単独】児童福祉施設整備事業費 市立保育所	千円 37,000

1 概 要

市立中央保育所に設置する石塀及びブロック塀について、現行の建築基準法上の基準を満たしておらず、擁壁等の老朽化も著しいことから、令和2年7月から改修工事を実施しており、令和3年度にかかる経費を計上するもの。

2 事業内容

(1) 全体計画

- ア 工事箇所 長崎市立中央保育所(諏訪町9番 22号)
- イ 事業期間 令和2年7月～令和3年5月
- ウ 事業計画 塀改修延長135m
- エ 総事業費 69,148千円

(2) 工事内容

塀設置場所	塀改修延長	内容
寺町通り側～正面入口側	62m	コンクリート塀設置及び塀表面の石塀化粧(※) 擁壁補強、門扉設置など
正面入口側～マンション側	67m	目隠しフェンス設置
裏口側	6m	ガードフェンス設置

※ 当該地区は、中島川・寺町地区景観形成重点地区に該当するため、景観に配慮した仕上げを行うもの

(3) 令和3年度事業費 37,000千円

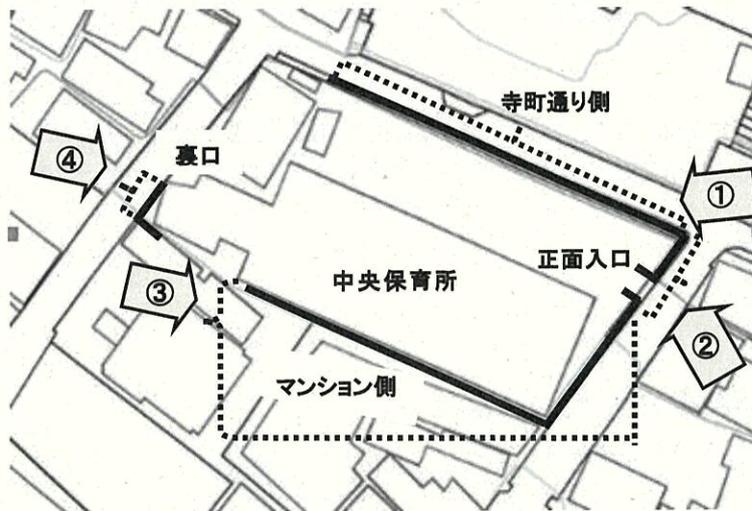
〔 総事業費69,148千円から、令和2年度支払分の前払金及び
中間前払金の合計32,148千円を差し引いた額 〕

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債 ※	その他	一般財源
千円 37,000	千円 -	千円 -	千円 29,600	千円 -	千円 7,400

※ 社会福祉施設整備事業債 充当率80%(交付税措置率 -%)

改修イメージ (太線部分:対象となる塀)





予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
192～193	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	2-4	産前産後支援事業費	千円 3,438

1 概 要

妊娠・出産前後の期間は、母親の身体的・精神的変化が著しく不調をきたしやすい時期であることから、助産師による妊産婦相談支援や、出産後の心身の不調や育児不安のために支援が必要となった産婦及び乳児に対し、産科医療機関等において心身のケアや育児支援等の産後ケアを行っている。

このうち、産後ケアについては、近年、核家族化の進行等で産婦の精神的負担が増大している状況にあることや、低出生体重児等で入院が長期化した場合に必要な産婦もいることから、支援の必要な母子が利用できるよう利用期間を延長し、支援体制を整える。併せて、委託料の見直しを行う。

なお、国において、母子保健法が改正され、出産後1年を経過しない女子及び乳児に対する産後ケアの実施が努力義務化され、令和3年4月1日から施行されることとなっている。

2 事業の内容

(1) 相談支援 1,379千円

妊娠・出産期特有の相談に対し、電話等による保健指導を行い、状況に応じ、産後ケア等必要な支援につなぐ。

ア 対象者	妊娠期から出産後3か月までの妊産婦		
イ 実施方法	長崎県助産師会へ委託により実施		
ウ 委託単価	電話対応1回 1,400円、訪問1回 5,100円(利用者負担なし)		
エ 事業費内訳	委託料(電話950回、訪問3回)	1,346千円	
	その他経費(郵送料等)	33千円	

(2) 産後ケア 2,059千円

出産後に心身の不調や強い育児不安等がある産婦及び乳児(入院による治療を要する者を除く)に対して、市内及び近隣の産科医療機関、助産所に委託して、出産による退院後の心身のケアや育児の指導等を行う。

ア 利用期間、利用回数

利用形態	利用期間		利用回数
	現行	見直し後	
ショートステイ	出産後3か月未満	出産後6か月未満	1回(2泊3日まで)
デイケア	出産後4か月未満	出産後1年未満	2回

イ 利用料等

(単位:円)

利用形態		現行			見直し後		
		利用料	委託料	利用者負担額	利用料	委託料	利用者負担額
ショート ステイ	1泊目	20,350	16,350	4,000	33,000	29,000	4,000
	2泊目	15,125	12,125	3,000	22,000	19,000	3,000
デイケア	半日	6,600	5,300	1,300	8,800	7,500	1,300

※生活保護・市県民税非課税世帯は利用者負担なし(食費は別途負担が必要)

※これまでの利用形態については、母子及び母のみとしていたが、利用状況から、令和3年度より母子のみとする。

ウ 事業費内訳 委託料(ショートステイ34件、デイケア143件) 1,963千円

[利用期間延長等に伴う拡大分796千円]

その他経費(消耗品・郵送料等) 96千円

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,438	1,488	459	—	398	1,093

※1 母子保健衛生費国庫補助金 国庫補助率 産後ケア(2,059千円)の1/2

子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 相談支援(1,379千円)の1/3

※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 相談支援(1,379千円)の1/3

※3 こども基金繰入金 産後ケアの拡大分(796千円)の市負担分

<参考> 産後ケア利用実績等

[延べ件数]

	平成 28年度 実績	平成 29年度 実績	平成 30年度 実績	令和 元年度 実績	令和2年度	
					予算	実績(12月末)
ショートステイ	6	17	27	32	58	16
デイケア	37	121	135	126	168	103

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
192~193	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	2-6	妊産婦新型コロナウイルス感染症 対策費	千円 60,878

1 概 要

新型コロナウイルス感染症の流行により、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。

とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間母子分離を強いられるなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在する。

そのため、国の令和2年度第三次補正予算を活用し、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に行う。

さらに、里帰り出産等ができず不安を抱える妊産婦に対し、特に産後の育児等支援が必要な時期については、市の単独事業として育児等支援サービスを追加して提供する。

2 事業内容

- (1) 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査 52,695千円
- ア 内 容 強い不安を抱えている妊婦、又は、基礎疾患を有する妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を助成する。
- イ 対 象 者 新型コロナウイルス感染症に強い不安を抱えている妊婦、又は、基礎疾患を有する妊婦 2,630人
- ウ 実 施 方 法 長崎県医師会と委託契約して実施する。委託機関以外において受検する場合は、償還払いにより支給する。
- エ 実 施 件 数 2,630人×1回=2,630件
- オ 委 託 検 査 料 20,000円【国庫補助基準額】
- カ 事 業 費 内 訳
- | | | |
|-----------------------|-----------------|----------|
| 委託料(検査費用) | @20,000円×2,520件 | 50,400千円 |
| 扶助費(検査費用償還払い) | @20,000円×110件 | 2,200千円 |
| その他経費(消耗品費、印刷製本費、郵送料) | | 95千円 |
- (2) ウイルスに感染した妊産婦への支援 959千円
- ア 内 容 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後、妊産婦が希望した場合、助産師や保健師等が自宅への訪問や電話等により不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添った支援を実施する。
- イ 対 象 者 新型コロナウイルスに感染した妊産婦 19人
((1)の実施件数×長崎市の10/27現在の行政検査陽性出現率0.72%)

ウ 実施方法 助産師が訪問などにより、健康面の相談や育児に関する保健指導等の支援を行う。

エ 実施件数 19人×4回=76件

オ 委託料 訪問1回あたり 12,000円(衛生用品費、交通費含む)

カ 事業費内訳 委託料 @12,000円×76件 912千円
 その他経費(船車券購入費・郵送料) 47千円

(3) 育児等支援サービスの提供 7,224千円

ア 内容 帰省して分娩し、実家からの育児・家事援助等を受けながら産前・産後期を過ごす予定であった妊産婦は、里帰りが不可となったことにより、生活面で不安を抱えている状況にあることから、里帰りをしなくても安心して産前・産後期を過ごせるよう、民間の育児等支援サービスの利用に係る費用を助成する。

イ 対象者 里帰り出産等ができなかった妊産婦 60人

ウ 実施方法 民間の育児等支援サービスを利用した際の利用料を償還払いにより助成する。

エ 利用期間 出産前後の6か月間

オ 利用回数 月4回 ただし、産後2か月間は月12回の利用が可能。

(市の単独事業として、産後2か月までに里帰りを終了される方が多いことから、特に支援の必要な期間とし、週3日程度(月12回)の利用ができるようにする。)

カ 実施件数 60人×月4回×6か月=1,440件【国庫補助対象分】

60人×月8回×2か月=960件【市単独分】

キ 助成額 1回当たり 上限 10,000円【国庫補助基準額】

ク 事業費内訳 扶助費(利用料償還払い)

【国庫補助対象分】 @3,000円×1,440件 4,320千円

【市単独分】 @3,000円×960件 2,880千円

その他経費(消耗品費・郵送料) 24千円

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
60,878	57,878	—	—	—	3,000

※ 母子保健衛生費国庫補助金

国庫補助率 (1)委託料・扶助費(52,600千円)、(2)及び(3)扶助費(4,320千円)の1/2

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(補助)

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
192～193	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	3-4	特定不妊治療助成費	千円 108,570

1 概要

不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成し、子どもを望む夫婦への支援を行っている。

今般、国が不妊治療の保険適用を検討し、令和2年度第三次補正予算において保険適用までの間、現行の助成制度を大幅に拡充したことから、国と同様に支給要件及び助成金を拡充することで、治療に係る経済的負担の更なる軽減を図り、治療が必要な夫婦を広く支援する。

2 事業内容

(1) 支給要件

- ・支給対象者を事実婚の夫婦まで拡大
- ・所得制限の撤廃
- ・助成回数を通算回数から、子ども1人を出産することに回数をリセット

	現行	見直し後
対象者	指定医療機関で特定不妊治療を受けた法律上の婚姻関係にある夫婦	指定医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦 (<u>法律婚、事実婚を問わない。</u>)
所得制限	730万円未満(夫婦合算の所得)	<u>制限なし</u>
対象年齢	妻：43歳未満、夫：制限なし	
助成回数	通算6回 (妻が40歳以上で初回治療を開始した場合は3回)	<u>子ども1人につき6回</u> (妻が40歳以上で初回治療を開始した場合は3回) <u>※妊娠12週以降に死産に至った場合も1人とみなす。</u>

(2)助成金

・1回の治療(男性不妊治療も含む。)に対する助成金を一律30万円に変更。(ただし、採卵を伴わない凍結胚移植及び採卵したが卵が得られない等で治療を中止した場合の助成金は一律10万円。)

助成金 上限額 (1回あたり)	治療内容	現行	見直し後
	新鮮胚移植を実施(採卵を含む。)	(初回) 300,000円	300,000円
	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施	(2回目以降) 150,000円	
	以前に凍結した胚による胚移植を実施(採卵を含まない。)	75,000円	100,000円
	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	(初回) 300,000円	300,000円
	受精できず、又は胚の分割停止などの異常授精等による中止	(2回目以降) 150,000円	
	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	75,000円	100,000円
精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を実施(男性不妊治療)	(初回) 300,000円 (2回目以降) 150,000円	300,000円	

3 事業費

- (1) 扶助費(助成金) 108,500千円
 内 訳 300千円×296件=88,800千円
 100千円×197件=19,700千円
- (2) 需用費(消耗品費) 20千円
- (3) 役務費(郵送料) 50千円

4 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金	県支出金※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
108,570	-	54,285	-	54,285

※ 安心こども基金事業費補助金 県補助率 1/2

【参考】

1 助成件数及び助成金の推移

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度			令和3年度 (当初予算)
			当初予算	12月末実績	補正予算後	
助成件数 (延件数)	354	397	372	241	388	493
助成金 (千円)	62,025	65,400	64,575	41,175	72,300	108,500

2 治療実績内訳

[単位:件(延べ件数)]

治療内容	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (12月末)
新鮮胚移植を実施	55	55	28
採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施	140	128	101
以前に凍結した胚による胚移植を実施	141	173	103
体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	4	5	1
受精できず、又は胚の分割停止などの異常授精等による中止	14	30	7
採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	0	5	0
精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を実施 (男性不妊治療)	0	1	1
助成件数合計	354	397	241

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
192～193	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	2-4	予防接種再接種費	千円 905

1 概 要

予防接種法に基づき実施される定期予防接種のうち、骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫が失われた者が、感染症予防の観点から、ワクチンの再接種を行う場合は、接種費用が自己負担となり、保護者にとって経済的にも負担となっていることから、その費用の助成を行うもの。

2 事業内容

(1) 対象者

ア 骨髄移植等の理由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できず、再接種が必要と医師が認める者。

イ 予防接種の再接種を受ける日において、20歳未満である者。

ただし、一部の予防接種については、長期療養特例（※）の接種年齢の上限にあわせて再接種可能な年齢上限を設ける。

※長期療養により、接種対象年齢の間に接種を受けられなかった者が、療養後に定期接種として接種できるもの。

(2) 対象の予防接種

接種済みの定期予防接種で、次の表に掲げるもの。

区 分		長期療養特例による接種可能な年齢上限
種 類	接種回数	
結核（BCG）	1	4歳未満
小児の肺炎球菌感染症	4	6歳未満
ヒブ感染症	4	10歳未満
四種混合 （ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ）	4	15歳未満
二種混合（ジフテリア、破傷風）	1	—
日本脳炎	4	—
麻しん風しん混合	2	—
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）	3	—
水痘	2	—
B型肝炎	3	—

※ロタウイルス感染症については、安全性の面から接種対象となる期間（出生6週から32週まで）が限定されているため、対象外。

(3) 助成金

再接種に要した費用。（再接種を受けた日の属する年度の定期予防接種委託単価を上限）

(4) 支給方法

助成対象者の保護者等からの申請に基づき、償還払いにより支給する。

3 事業費内訳

【単位:千円】

区 分	予算額
扶助費(助成金) @286千円×3人	858
事務費(郵送代等)	47
合 計	905

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
905	—	—	—	905	—

※ こども基金繰入金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
192～193	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	2-5	定期予防接種費	千円 763,449

1 概 要

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種として、ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、結核(BCG)、日本脳炎、麻しん、風しん、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症(令和2年10月開始)の予防接種を行っている。

また、ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種については、令和3年度から対象者やその保護者が情報不足により接種機会が失われないよう、接種について検討・判断するための必要な情報の個別送付を開始する。

2 事業内容

(1) 定期予防接種一覧及び予算額内訳

区 分		単 価 (円)	接種件数 (件)	予算額 (千円)
接種委託料	四種混合 (ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ)	11,253	10,734	120,790
	二種混合(ジフテリア、破傷風)	4,504	2,732	12,305
	結核(BCG)	9,108	2,553	23,253
	日本脳炎	7,911	14,327	113,341
	麻しん風しん混合	11,335	5,892	66,786
	ヒブ感染症	8,547	10,453	89,342
	小児の肺炎球菌感染症	11,913	10,357	123,383
	ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)	16,154	800	12,923
	水痘	10,758	5,509	59,266
	B型肝炎	6,796	7,422	50,440
	ロタウイルス感染症(1価) ※	14,278	3,624	51,743
	ロタウイルス感染症(5価) ※	9,856	2,340	23,063
	接種不可料			1,297
小 計				747,932
扶助費(県外での定期接種分)				3,352
事務費(印刷製本費等)				12,165
合 計				763,449

※令和2年10月1日から定期予防接種として開始。

- (2) ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防ワクチン情報の個別送付の開始
対象者やその保護者が情報不足により接種機会が失われないよう、接種について検討・判断するための必要な情報の個別送付を開始する。

ア 接種対象者 小学6年生から高校1年生の女子

イ 送付時期 令和3年4月予定

※令和3年度については全対象者及びその保護者に送付する。

ウ 接種実績(延べ件数)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2.12末
596	45	33	15	42	76	181	259

※H25.6月に積極的な接種勧奨を差し控えるよう、国より勧告あり。

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
763,449	—	—	—	10	763,439

※保険料個人負担金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
296～ 297	10 教育費	6 社会教育費	5 青少年育成費	1-1	子どもを守るネットワーク推進費	千円 4,758
				1-3	青少年健全育成活動費補助金	13,500

1 概 要

子どものための安全・安心なまちづくりの実現を目的とする子どもを守るネットワーク推進事業費補助金(以下「ネットワーク補助金」という。)及び地域における青少年健全育成活動の振興を図る青少年健全育成活動事業費補助金(以下「育成協補助金」という。)について、地域の意見を踏まえてより実態に即した形で使いやすい補助金とし、活動の活性化を図るため、補助制度の見直しを行う。

2 補助制度の見直しの内容

(1)見直しの理由

- ・育成協補助金の体験活動費に係る補助率が1/2であるため、行事を実施するためには予算総額の半分を育成協以外の団体等から自主財源として確保しなければならず、資金集めに苦慮している。そのため、事業実施を断念する状況もある。
- ・育成協補助金の一つの体験活動に対する補助上限が10万円であるため、それを超えるものについては、ネットワーク補助金を活用して事業を実施する場合があります、補助金の区別がなくなってきたことや、育成協の1/2補助の裏負担となっている状況がある。
- ・育成協補助金は補助率1/2であり、ネットワーク補助金は補助率10/10というように、同じ地域の行事への補助金であるのに補助率に違いがある。

(2)見直しの内容

ア 子どもを守るネットワーク推進事業費補助金

活動の種類	現行		改正後	
	巡回活動	危険箇所点検、巡回パトロール、強調月間パトロール(7月に実施する啓発的なパトロール)	巡回活動	(現行のまま)
	情報交換会	パトロール等の活動を通して得た情報等を、ネットワーク内で共有する。	情報交換会	パトロール等の活動を通して得た情報、地域の各団体から提供された情報等をネットワーク内で共有する。
	交流活動	地域内の住民同士が交流し、地域の連携を強めるための活動等。	(廃止)	
補助額	15万円 (日常的な活動は3万円以上)		7万円	
補助率	10/10		10/10	

イ 青少年健全育成活動事業費補助金

補助金の種類	現行		運営費補助金	改正後
	日常活動費補助金	あいさつ運動、防犯活動等の日常的な小規模活動に要する経費		総会、会議等の育成組織の運営に要する経費
補助額	中学校区 12万円 小学校区 6万円			5万円
補助率	10/10			10/10

補助金の種類	体験活動費補助金	運動会、キャンプ等の体験的な活動に要する経費	事業費補助金	運動会、キャンプ、あいさつ運動、防犯活動等の事業に要する経費
補助額	20万円 (1活動10万円上限)			20万円
補助率	1/2			10/10

3 事業内容及び予算額

(1) 子どもを守るネットワーク推進費 予算額: 4,758 千円

ア 子どもを守るネットワーク代表者会開催及び強調月間パトロール実施に係る経費 68 千円
消耗品費・郵送料・会場借上料等

イ 子どもを守るネットワーク推進事業費補助金 4,690 千円
@70,000 円 × 67 小学校区 = 4,690,000 円

(2) 青少年健全育成活動費補助金 予算額: 13,500 千円

ア 対象学校区: 54 校区

運営費 @50,000 円 × 54 校区 = 2,700,000 円

事業費 @200,000 円 × 54 校区 = 10,800,000 円

計 13,500,000 円

4 財源内訳

(単位: 千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
子どもを守るネットワーク推進費	4,758	—	—	—	4,758
青少年健全育成活動費補助金	13,500	—	—	—	13,500